



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

規則

- 大和高田市道に設ける道路標識の寸法に関する条例施行規則……………（土 木 管 理 課） …… 3
- 大和高田市準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例施行規則……………（ 〃 ） …… 7
- 大和高田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………（建 築 住 宅 課） ……11
- 大和高田市改良住宅等条例施行規則の一部を改正する規則……………（ 〃 ） ……31
- 大和高田市単身者住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………（ 〃 ） ……32
- 大和高田市消防団規則の一部を改正する規則……………（自 治 振 興 課） ……32
- 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則……………（社 会 福 祉 課） ……32
- 大和高田市会計管理者の補助組織の設置に関する規則の一部を改正する規則……………（会 計 課） ……34
- 大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例第28条第2項の規定に基づき夜間看護等の業務に従事する職員に支給する特殊勤務手当を定める規則の一部を改正する規則……………（市立病院総務企画課） ……34
- 大和高田市公印規則の一部を改正する規則……………（財 産 管 理 課） ……35
- 政治倫理の確立のための大和高田市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（秘 書 課） ……37

訓令

- 大和高田市庁舎整備庁内検討委員会設置要綱……………（財 産 管 理 課） ……38

告示

- 大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示……………（人 事 課） ……39
- 平成24年度大和高田市一般会計補正予算（第8号）等の要領の公表…（財 政 課） ……40
- 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する要綱……………（社 会 福 祉 課） ……44
- 大和高田市介護認定審査の個人情報の提供に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示……………（介 護 保 険 課） ……46
- 大和高田市定期予防接種（A類）費用助成要綱……………（健 康 増 進 課） ……47
- 住民基本台帳法及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表……………（市 民 課） ……48
- 都市計画事業の事業計画の変更図書の縦覧……………（下 水 道 課） ……49
- 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定……………（社 会 福 祉 課） ……50
- 5月市議会臨時会の招集……………（財 政 課） ……50

公告

- 大和都市計画下水道事業の事業計画の変更図書の縦覧……………（下 水 道 課） ……50

○平成25年度大和高田市 IT システム最適化業務に関する条件付き一般競争入札公告……………	(契 約 監 理 室)	……51
○大和高田市立陵西小学校校舎耐震改修工事（北館西棟・南館）（棟 NO 11・16）に関する条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）公告…（	〃	）……52
○大和高田市立磐園小学校校舎耐震改修工事（中・東館）（棟 NO 9・1・9・2）に関する条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）公告……（	〃	）……56
○大和高田市立高田小学校校舎耐震改修工事（北館）（棟 NO 11）に関する条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）公告……………（	〃	）……59
○大和高田市立病院清掃業務委託に関する条件付き一般競争入札公告…（	〃	）……61
○大和高田市本庁舎電話交換業務に関する条件付き一般競争入札公告…（	〃	）……63
○大和高田市立病院電話交換業務に関する条件付き一般競争入札公告…（	〃	）……65
○公共下水道事業に伴う測量（1）に関する条件付き一般競争入札公告…（	〃	）……68
○測量業務委託（吉井外）に関する条件付き一般競争入札公告……………（	〃	）……70
○測量業務委託（礒野外）に関する条件付き一般競争入札公告……………（	〃	）……72
○農用地利用集積計画の縦覧……………	(産 業 振 興 課)	……74
○配水管布設替工事、配水管布設工事及び消火栓新設工事（大東町）に関する条件付き一般競争入札公告……………	(契 約 監 理 室)	……74
○配水場維持管理業務委託に関する条件付き一般競争入札公告……………（	〃	）……77
○水道メーター検針及び取替業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（	〃	）……79
教委		
○大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱を廃止する訓令……………	(教 育 総 務 課)	……82
○教育委員会 4 月定例委員会の招集……………（	〃	）……82
選管		
○大和高田市選挙管理委員会の招集……………	(選挙管理委員会)	……82
農委		
○大和高田市農業委員会規程の一部を改正する規程……………	(農 業 委 員 会)	……82
○大和高田市農業委員会 5 月定例委員会の招集……………（	〃	）……83

規 則

規則第38号

大和高田市道に設ける道路標識の寸法に関する条例施行規則を次のように定める。

平成24年12月13日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市道に設ける道路標識の寸法に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大和高田市道に設ける道路標識の寸法に関する条例（平成24年条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例に規定する用語の例による。

（道路標識の寸法）

第3条 条例第3条第1項の規定により規則で定める寸法は、別表のとおりとする。

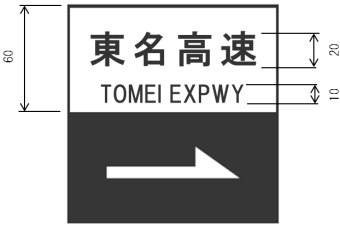
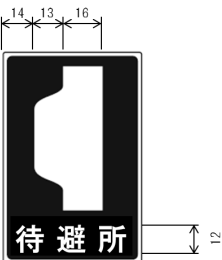
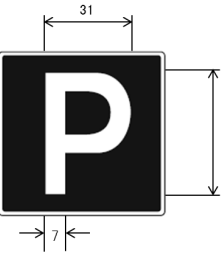
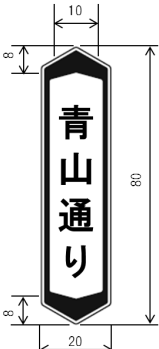
2 前項の規定にかかわらず、良好な景観の形成の促進を図るため必要がある場合又は交通、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、案内標識及び警戒標識の寸法については、別表に定める案内標識及び警戒標識の部分の図示の寸法（同表の備考1の（2）のイ本文の案内標識の文字の大きさにあつては、同表の備考1の（2）のイ本文に定める基準に係る値）の2分の1まで縮小することができる。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

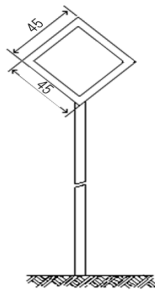
別表（第3条関係）

案内標識

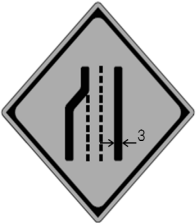
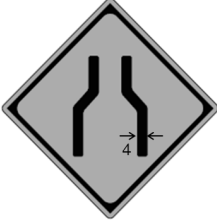
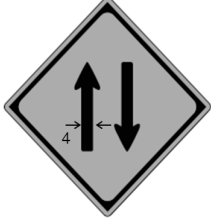
入口の方向 (103-A)	入口の方向 (103-B)	入口の予告 (104)
 (120x120)	 (120x120)	 (120x120)
待避所 (116の3)	駐車場 (117-A)	道路の通称名 (119-A)
 (90x60)	 (60x60)	 (80x24)
道路の通称名 (119-B)	道路の通称名 (119-C)	まわり道 (120-A)
 (80x24)	 (20x80)	 (30x45)

警戒標識

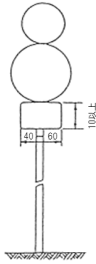
本標識板の規格



形道路交差点あり (201-A)	右（又は左）方屈曲あり (202)	信号機あり (208の2)
落石のおそれあり (209の2)	路面凹凸あり (209の3)	合流交通あり (210)

車線数減少 (211)	幅員減少 (212)	二方向交通 (212の2)
		

補助標識

補助標識板の規格	注意事項 (510)
	 (30x30)

備考

1 本標識板（本標識の標示板をいう。）

(1) 寸法

ア 寸法が図示されているものについては、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。以下この備考において同じ。）を基準とする。

イ 市道に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。

ウ 市道に設置する「駐車場」及び「まわり道（120-A）」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法（イに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

エ 市道に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

オ 市道に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の

字数により図示の横寸法（「道路の通称名（119—C）」を表示するものについては、縦寸法）を拡大することができる。

（2）文字等の大きさ等

ア 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。

イ 市道に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点（114—B）」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路（118の4—A・B）」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その2分の1の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度（単位 キロメートル毎時）	文字の大きさ（単位 センチメートル）
40、50又は60	20
30以下	10

ウ 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、イの規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。

エ 「著名地点（114—B）」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを基準とする。

オ 「市町村」並びに「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。

カ 市道に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。

キ 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

（ア）案内標識

縁は、市道に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道（120—B）」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路（118の3—A・B）」及び「高さ限度緩和指定道路（118の4—A・B）」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

（イ）警戒標識

縁及び縁線は、12ミリメートルとする。

2 補助標識板（補助標識の標示板をいう。）の寸法

（1）図示の寸法を基準とする。

（2）補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

規則第39号

大和高田市準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例施行規則を次のよう

に定める。

平成24年12月13日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、大和高田市準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例（平成24年条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(堤防の側帯)

第2条 条例第9条に規定する側帯は、次の各号に掲げる種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより設けるものとする。

(1) 第一種側帯 旧川の締切箇所、漏水箇所その他堤防の安定を図るため必要な箇所に設けるものとし、その幅は、3メートル以上とすること。

(2) 第二種側帯 非常用の土砂等を備蓄するため特に必要な箇所に設けるものとし、その幅は、5メートル以上で、かつ、堤防敷（側帯を除く。）の幅の2分の1以下（20メートル以上となる場合は、20メートル）とし、その長さは、おおむね長さ10メートルの堤防の体積（100立方メートル未満となる場合は、100立方メートル）の土砂等を備蓄するために必要な長さとする。

(3) 第三種側帯 環境を保全するため特に必要な箇所に設けるものとし、その幅は、5メートル以上で、かつ、堤防敷（側帯を除く。）の幅の2分の1以下（20メートル以上となる場合は、20メートル）とすること。

(堤防に沿って設置する樹林帯の構造)

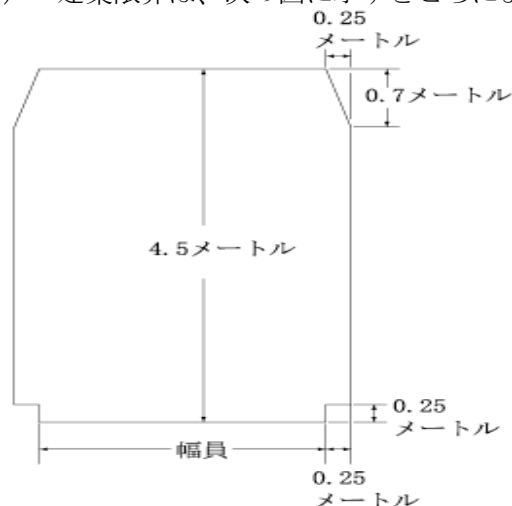
第3条 条例第12条に規定する堤防に沿って設置する樹林帯の構造は、堤内の土地にある樹林帯にあっては、成木に達したときの胸高直径が30センチメートル以上の樹木が10平方メートル当たり1本以上あるものその他洪水時における破堤の防止等の効果がこれと同等以上のものとする。

(堤防の管理用通路)

第4条 条例第13条に規定する管理用通路は、次に定めるところにより設けるものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合、堤防の全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものである場合又は堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満の区間である場合においては、この限りでない。

(1) 幅員は、3メートル以上で堤防の天端幅以下の適切な値とすること。

(2) 建築限界は、次の図に示すところによること。



(床止めの設置に伴い必要となる護岸)

第5条 条例第20条に規定する護岸は、次に定めるところにより設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 床止めに接する河岸又は堤防の護岸は、上流側は床止めの上流端から10メートルの地点又は護床工の上流端から5メートルの地点のうちいずれか上流側の地点から、下流側は水叩きの下流端から15メートルの地点又は護床工の下流端から5メートルの地点のうちいずれか下流側の地点までの区間以上の区間に設けること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、河岸又は堤防の護岸は、湾曲部であることその他河川の状況等により特に必要と認められる区間に設けること。
- (3) 河岸（低水路の河岸を除く。以下この号において同じ。）又は堤防の護岸の高さは、計画高水位以上とすること。ただし、床止めの設置に伴い流水が著しく変化することとなる区間にあっては、河岸又は堤防の高さとすること。
- (4) 低水路の河岸の護岸の高さは、低水路の河岸の高さとすること。
(床止めの設置に伴い必要となる魚道)

第6条 条例第21条に規定する魚道の構造は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 床止めの直上流部及び直下流部における通常予想される水位変動に対して魚類の遡上等に支障のないものとする。
 - (2) 床止めに接続する河床の状況、魚道の流量、魚道において対象とする魚種等を適切に考慮したものとする。
- (可動堰の可動部が起伏式である場合におけるゲートの構造)

第7条 可動堰の可動部が起伏式である場合におけるゲートの構造の基準は、次に定めるところによるものとする。

- (1) ゲートの起立時における上端の高さは、計画横断形に係る低水路の河床の高さと計画高水位との中間位以下とすること。ただし、ゲートを洪水時においても土砂、竹木その他の流下物によって倒伏が妨げられない構造とするとき、又は治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講ずるときは、ゲートの起立時における上端の高さを堤内地盤高又は計画高水位のうちいずれか低い方の高さ以下とすることができる。
- (2) ゲートの直高は、3メートル以下とすること。ただし、ゲートを洪水時においても土砂、竹木その他の流下物によって倒伏が妨げられない構造とするとき、この限りでない。

(堰の設置に伴い必要となる護岸等)

第8条 条例第28条において準用する条例第20条に規定する護岸については第5条の規定を、条例第28条において準用する条例第21条に規定する魚道については第6条の規定を準用する。この場合において、第5条及び第6条の規定中「床止め」とあるのは、「堰」と読み替えるものとする。

(管理用通路としての効用を兼ねる水門の構造)

第9条 条例第36条第2項の管理用通路としての効用を兼ねる水門の構造は、次に定めるところによるものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

- (1) 管理橋の幅員は、水門に接続する管理用通路の幅員を考慮した適切な値とすること。
- (2) 管理橋の設計自動車荷重は、20トンとすること。ただし、管理橋の幅員が3メートル未満の場合は、この限りでない。

（水門又は樋門^ひの設置に伴い必要となる護岸）

第10条 条例第37条において準用する条例第20条に規定する護岸は、次に定めるところにより設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

（1） 水門が横断する河川に設ける護岸については、第5条各号の規定を準用する。この場合において、同条第1号及び第3号中「床止め」とあるのは「水門」と、同条第1号中「上流側」とあるのは「当該水門が横断する河川の上流側」と、「下流側」とあるのは「当該水門が横断する河川の下流側」と読み替えるものとする。

（2） 水門又は樋門^ひが横断する河岸又は堤防に設ける護岸は、当該水門及び樋門^ひの両端から上流及び下流にそれぞれ10メートルの地点を結ぶ区間以上の区間に設けるものとし、その高さについては、第5条第3号の規定を準用する。この場合において、同条第3号中「床止め」とあるのは、「水門又は樋門^ひ」と読み替えるものとする。

（橋面）

第11条 条例第41条第2項の規則で定める橋の部分は、地覆その他流水又は波浪が橋を通じて河川外に流出することを防止するための措置を講じた部分とする。

（橋の設置に伴い必要となる護岸）

第12条 条例第42条第1項において準用する条例第20条に規定する護岸は、次に定めるところにより設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

（1） 河岸又は堤防に橋台を設けるときは、橋台の両端から上流及び下流にそれぞれ10メートルの地点を結ぶ区間以上の区間に設けること。

（2） 護岸の高さについては、第5条第3号の規定を準用する。この場合において、同条第3号中「床止め」とあるのは、「橋」と読み替えるものとする。

（管理用通路の保全のための橋の構造）

第13条 条例第43条の管理用通路の構造に支障を及ぼさない橋（取付部を含む。）の構造は、管理用通路（管理用通路を設けることが計画されている場合は、当該計画されている管理用通路）の構造を考慮して適切な構造の取付通路その他必要な施設を設けた構造とする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

（適用除外の対象とならない区域）

第14条 条例第44条第1項の規則で定める要件に該当する区域は、橋の設置地点を含む一連区間における計画高水位の勾配、川幅その他河川の状況等により治水上の支障があると認められる区域とする。

（治水上の影響が著しく小さい橋）

第15条 条例第44条第1項の規則で定める橋は、次に掲げるものとする。

（1） 低水路に設ける橋で可動式とする等の特別の措置を講じたもの

（小河川の特例）

第16条 条例第52条に規定する小河川に設ける河川管理施設等については、河川管理上の支障があると認められる場合を除き、次に定めるところによることができる。

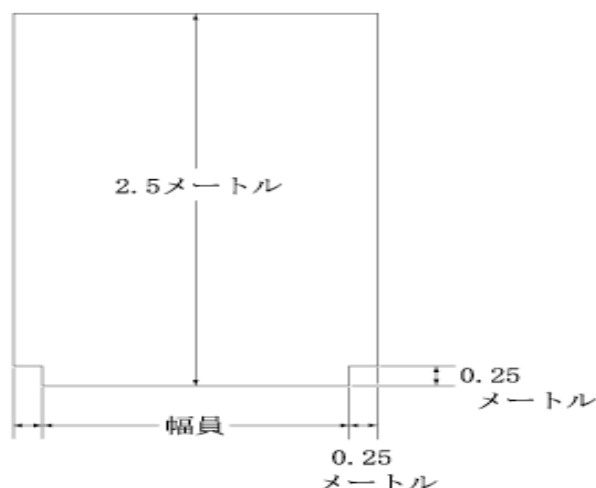
（1） 堤防の天端幅は、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間においては、計画高水流量に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。

項	計画高水流量（単位 1秒間につき立方	天端幅（単位 メートル）
---	--------------------	--------------

	メートル)	
1	50未満	2
2	50以上100未満	2.5

(2) 堤防の高さは、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間においては、計画高水流量が1秒間につき50立方メートル未満であり、かつ、堤防の天端幅が2.5メートル以上である場合は、計画高水位に0.3メートルを加えた値以上とすること。

(3) 堤防に設ける管理用通路は、川幅が10メートル未満である区間においては、幅員は、2.5メートル以上とし、建築限界は、次の図に示すところによること。



(4) 橋については、条例第40条第2項中「2メートル」とあるのは「1メートル」と読み替えて同項の規定を適用すること。

(5) 伏せ越しについては、条例第49条中「2メートル」とあるのは「1メートル」と読み替えて同条の規定を適用すること。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

規則第40号

大和高田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月13日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市営住宅条例施行規則（平成9年規則第43号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（市営住宅の整備基準に係る規則で定める措置）

第1条の2 条例第3条の9第2項の規則で定める措置は、住宅が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）第5の5の5—1（3）の等級4の基準を満たすこととなる措置とする。ただし、これにより難しい場合は、等級3の基準を満たすこととなる措置とする。

2 条例第3条の9第3項の規則で定める措置は、住宅の床及び外壁の開口部が評価方法基準第5の8の8—1（3）イの等級2の基準又は評価方法基準第5の8の8—1（3）ロ①cの基準（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあつては、評価方法基準第5の8の8—1（3）ロ①dの基準）及び評価方法基準第5の8の8—4（3）の等級2の基準を満たす

こととなる措置とする。

3 条例第3条の9第4項の規則で定める措置は、住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分が評価方法基準第5の3の3—1（3）の等級3の基準（木造の住宅にあつては、評価方法基準第5の3の3—1（3）の等級2の基準）を満たすこととなる措置とする。

4 条例第3条の9第5項の規則で定める措置は、住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管が評価方法基準第5の4の4—1（3）及び4—2（3）の等級2の基準を満たすこととなる措置とする。

5 条例第3条の10第3項の規則で定める措置は、市営住宅の各住戸の居室の内装の仕上げに評価方法基準第5の6の6—1（2）イ②の特定建材を使用する場合にあつては、同（3）ロの等級3の基準を満たすこととなる措置とする。

6 条例第3条の11の規則で定める措置は、住戸内の各部が評価方法基準第5の9の9—1（3）の等級3の基準を満たすこととなる措置とする。

7 条例第3条の12の規則で定める措置は、市営住宅の通行の用に供する共用部分が評価方法基準第5の9の9—2（3）の等級3の基準を満たすこととなる措置とする。

第2条の見出し中「申込み」の次に「及び資格審査」を加え、同条第1項中「第8条に規定する」を「第8条第1項の」に改め、「申込みは、」の次に「別に定める募集期間内に、市営」を加え、同条第2項中「前項」を「市長は、前項」に改め、「対し」の次に「、市営」を加え、「受付済票」を「受付票」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、申込人（条例第9条第3項の規定により公開抽せんを行った場合は、これにより抽出された者に限る。）に対し、所定の期日までに次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- （1） 住民票謄本
- （2） 所得に関する証明書
- （3） その他市長が必要と認める書類

第3条第1項中「条例」を「市長は、条例」に改め、「ときは、」の次に「市営住宅」を加え、同条第2項中「、借上げ」の次に「市営」を加え、「よる」を「より行うものとする」に改める。

第4条中「に規定する」を「の」に改め、同条第2項を削る。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の請書に記載する連帯保証人は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- （1） 市内に住所を有する者。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。
- （2） 入居決定者と同等程度以上の収入のある者
- （3） 入居決定者と別の世帯に属する者
- （4） 市町村税を滞納していない者

第6条を次のように改める。

（連帯保証人の変更）

第6条 入居者は、連帯保証人が前条第2項各号に掲げる者でなくなったとき、若しくは連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更承認申請書（様式第6号）に新たな連帯保証人の連署する前条第1項の請書を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 入居者は、連帯保証人の住所又は氏名に異動が生じたときは、連帯保証人届出事項変更届（様式第6号の2）を市長に提出しなければならない。

第7条中「出産」を「出生」に、「速やかに」を「その事実が発生した日から14日以内に市営住宅」に、「提出」を「市長に提出」に改める。

第8条から第13条までを次のように改める。

（同居の承認）

第8条 入居者は、条例第12条第1項の規定により同居の承認を得ようとするときは、市営住宅同居承認申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、申請者に対し、その可否について市営住宅同居承認（不承認）通知書（様式第8号の2）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の申請書を受理した場合において、同居の承認を受けようとする者が、次に掲げる条件を具備し、かつ、やむを得ない事情があると認めたときは、これを承認することができる。

（1）同居させようとする者が入居者の配偶者又は3親等以内の親族であること。

（2）同居させようとする者が住宅に困窮していること。

4 市長は、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、当該同居を承認することができる。

（入居の承継）

第9条 条例第13条第1項の規定により入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に入居しようとするときは、入居の承継の理由となる事実が発生した日から14日以内に市営住宅入居承継承認申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、申請者に対し、その可否について市営住宅入居承継承認（不承認）通知書（様式第9号の2）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の申請書を受理した場合において、入居の承継の承認を受けようとする者が、次に掲げる条件を具備し、かつ、市営住宅の管理上支障がないと認めたときは、これを承認することができる。

（1）入居承継の理由が入居者の死亡又は婚姻若しくは離婚による退去であること。

（2）入居者の配偶者又は3親等以内の親族であること。

4 市長は、特別の事情があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、当該承継を承認することができる。

5 第2項の規定による承認を受けた者は、第5条第1項の請書を提出しなければならない。

（収入申告及び収入認定並びに家賃決定）

第10条 条例第15条第1項の規定による収入の申告は、市営住宅入居者収入申告書（様式第10号）に所得に関する証明書その他市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

2 条例第15条第3項の規定による収入の額の認定の通知（条例第29条第1項又は第2項の規定により認定された者に対する通知を除く。）及び家賃の決定通知は、収入認定通知書（様式第11号）により行うものとする。ただし、条例第14条第1項ただし書の規定による入居者から収入申告がない場合の家賃の決定通知は、収入未申告者家賃決定通知書（様式第12号）により行うものとする。

（収入の認定に対する意見の申出）

第11条 条例第15条第4項の規定により収入の額の認定に対し意見を述べるときは、前条第2項本文の通知を受けた日から1月以内に、収入認定に対する意見申出書（様式第13号）にその意見を証する書類を添えて行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申出により更正するときは収入認定更正通知書（様式第13号の2）により、却下するときは収入認定に対する意見の申出却下通知書（様式第13号の3）によりそれぞれ意見の申出があった日から1月以内に通知するものとする。

（長期不使用届）

第12条 条例第25条の規定による長期不使用の届出は、市営住宅長期不使用届（様式第14号）により行わなければならない。

（用途一部併用の承認）

第13条 条例第27条ただし書の規定により市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用する承認を受けようとする者は、市営住宅用途一部変更承認申請書（様式第15号）を市長に提出しなければなら

らない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、申請者に対し、その可否について市営住宅用途一部変更承認（不承認）通知書（様式第15号の2）により通知するものとする。

3 市長は、市営住宅の一部の住宅以外の用途への併用が、現に市営住宅に入居している身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者をいう。）で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅう（雇用して行うものを除く。）の用に供しようとする場合において、当該市営住宅の管理に支障がないと認められる場合に限り承認することができる。

第13条の次に次の1条を加える。

（模様替え又は増築の承認）

第13条の2 条例第28条第1項ただし書の規定により市営住宅の模様替え又は増築の承認を受けようとする者は、市営住宅模様替え・増築承認申請書（様式第15号の3）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、申請者に対し、その可否について市営住宅模様替え・増築承認（不承認）通知書（様式第15号の4）により通知するものとする。

3 市長は、市営住宅の模様替え又は増築が次の各号のいずれにも該当すると認めたときは、これを承認することができる。

（1） 模様替えは、市営住宅を損傷しない程度のもので必要やむを得ないと認められるものであること。

（2） 増築は、物置、風呂場等で必要やむを得ないものと認められるもので、その床面積の合計が6.6平方メートル以内であること。

（3） 市営住宅の美観、管理等に支障がないものであること。

第14条中「及び」を「又は」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、条例第15条第3項の規定により認定した収入の額を併せて通知するものとする。

第14条第1号中「の認定」を「に対する通知」に、「決定」を「者認定」に、「通知する」を「行うものとする」に改め、同条第2号中「の認定」を「に対する通知」に、「決定」を「認定」に、「通知する」を「行うものとする」に改める。

第15条第1項を次のように改める。

条例第29条第3項の規定により収入超過者等の認定に対し意見を述べるときは、前条の通知を受けた日から1月以内に、収入超過者等認定に対する意見申出書（様式第18号）にその意見を証する書類を添えて行わなければならない。

第15条第2項を削り、同条第3項中「申出に」を「市長は、前項の規定による申出に」に、「等更生」を「等認定更生」に改め、同項を同条第2項とする。

第18条中「及び条例第37条第3項の規定により市長が」を「並びに第42条第3項及び第4項の規則で」に改める。

第19条中「第41条第1項により」を「第41条第1項の規定により市営」に、「ときは、」の次に「市営」を加える。

第20条第1項中「第43条第1項及び」を削り、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 市長は、前項の規定による申請を許可するときは市営住宅目的外使用許可通知書（様式第25号）により、不許可とするときは市営住宅目的外使用不許可通知書（様式第26号）により通知するものとする。

3 条例第45条第1項の規則で定める額は、近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額とする。

第21条第2項中「前項において駐車場の使用者を決定したときは」を「条例第58条第2項の規定による駐車場を使用する者への決定の通知は」に、「通知する」を「行うものとする」に改め、同条第3項中「駐車場使用料の月額」を「条例第61条第1項の駐車場の使用料は」に改める。

第22条を次のように改める。

（市営住宅管理人）

第22条 市長は、条例第65条第3項の市営住宅管理人を、市営住宅入居者のうちから委嘱するものとする。

2 市営住宅管理人は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- （1） 入居者への家賃納入通知書、周知文書等の配布に関すること。
- （2） 市営住宅及び共同施設の修繕すべき箇所の調査及び報告に関すること。
- （3） この規則に定める申請書等の配布に関すること。
- （4） 不正入居及び条例第23条から第28条までの規定に違反する行為の報告に関すること。
- （5） その他市営住宅及び共同施設の管理上必要なこと。

3 市営住宅管理人に支給する報酬は、年額とし、予算の範囲内で支給する。

第23条の見出しを「(証票)」に改め、同条中「の身分を示す証票は、様式第29号による」を「を行う者の身分を示す証票は、市営住宅監理員証（様式第29号）による」に改める。

第24条中「の施行」を「に定めるもののほか、市営住宅及び共同施設の管理」に改める。

別表中「

団地名	建設年度	駐車区画数
西坊城	平成3年度	39
サンライズ	平成7年度	48
サンシャイン	平成13年度	24

」を

「

名称	区画の種類
西坊城団地駐車場	普通乗用自動車専用
サンライズ団地駐車場	普通乗用自動車専用
サンシャイン団地駐車場	普通乗用自動車専用

」に改める。

様式第1号表面中

「

住宅入居申込書	希 望 住 宅
	受 付 番 号

」を

「

市営住宅入居申込書	希 望 団 地
	受 付 番 号

」に、

「年令」を「年齢」に改め、同様式裏面を次のように改める。

(裏)

現在居住状況	住んでいるところ 該当のものに○印を付けてください。	1 借家	2 間借	3 同居	4 住居以外の建物	5 その他
	居室の規模	建物の面積	平方メートル	室数	室	畳数
住居申込の理由	住宅に困っている理由 (該当のものに○印を付けてください。)		左のことについて詳しく記入してください。			
	1 狭い					
	2 立ち退き請求					
	3 結婚等による別居					
	4 家賃が高額					
	5 保安上危険					
	6 衛生上有害					
	7 通勤に遠隔					
	8 その他					
注意事項 1 この申込書は正確に記入してください。 2 申込書及び添付書類は、返却しません。						

様式第2号中

「

住宅申込 受付済票	希望住宅
	受付番号

」を

「

市営住宅申込受付票	希望団地
	受付番号

」に改める。

様式第3号中「入居承認書」を「市営住宅入居承認書」に、「日入居」を「日付けで入居」に、「下記」を「次」に、

「

記

- 1 住宅の所在地 大和高田市
 2 住宅の名称及び号数 市営住宅 第 号」を

「

- 1 住宅の所在地 大和高田市
 2 住宅の名称及び号数 市営住宅 団地 号」に、

「

- 4 敷金 金 円
 5 入居可能日 年 月 日」を
 「4 敷金 金 円

ただし、敷金に利子を付さない。

- 5 入居可能日 年 月 日」に改め、

「できる者は、」の次に「市営」を加え、「家賃を3ヶ月以上滞納したとき、その他」を削り、「該当し、」の次に「市営」を、「当該」の次に「市営」を加え、「10」を「10」に改め、「借り上げた」の次に「市営」を加える。

様式第4号中「借上げ」の次に「市営」を、「承認した」の次に「市営」を加え、「下記」を「次」に改め、「当該」の次に「市営を」加え、

「記

- | | | | |
|---|-----------|-------|-------|
| 1 | 住宅の所在地 | 大和高田市 | |
| 2 | 住宅の名称及び号数 | 市営住宅 | 第 号」を |

「

- | | | | |
|---|-----------|-------|------------|
| 1 | 住宅の所在地 | 大和高田市 | |
| 2 | 住宅の名称及び号数 | 市営住宅 | 団地 号」に改める。 |

様式第5号を次のように改める。

(表)

様式第5号(第5条、第6条及び第9条関係)

収 入 印 紙	請 書	
大和高田市	市営住宅 団地 号	
年 月 日	第 号	上記の住宅の入居承認を受けましたが、その使用については市営住宅入居承認書に記載の条件はもとより、公営住宅法及び同施行令並びに大和高田市営住宅条例及び同施行規則の規定を遵守するとともに、裏面誓約書を提出します。万一違反したときは、市から明渡し請求又は損害賠償請求があれば、異議なく、直ちに住宅を明け渡し、又は損害を賠償します。 なお、連帯保証人は、入居者と連帯して、家賃その他債務についてその義務を引き受けます。 年 月 日 大和高田市長 殿
入 居 者	住所	
	氏名	実印
	電話	
連帯保証人	住所	
	氏名	
	電話	実印

(添付書類)

- (1) 入居者及び連帯保証人の印鑑登録証明書(発行後3月以内のもの)
- (2) 連帯保証人の所得に関する証明書及び市町村税の納税証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(注意) 提出に当たっては、裏面をよく読んでください。

(裏)

誓 約 書

市営住宅入居に際して、次の事項を遵守することをお約束します。

(各項目を確認後、□にチェック✓をしてください。)

- ☐ 1 家賃を毎月月末(月の途中で明け渡し場合は、明け渡し日)までに納付します。

- 2 毎年度、別に定められる期日までに、収入を申告します。
- 3 次の場合は、市長の承認を受けます。
- (1) 入居の際に同居した親族以外の者を同居させるとき。
 - (2) 入居者が死亡し、又は退去（離婚、婚姻に限る。）した場合において、同居していた親族が引き続き当該市営住宅に居住することを希望するとき。
 - (3) 連帯保証人を変更しなければならないとき。
 - (4) 当該市営住宅の模様替え等をしようとするとき。
- 4 次の場合は、市長に届け出ます。
- (1) 同居者に異動が生じたとき。
 - (2) 連帯保証人の住所又は氏名に異動が生じたとき。
 - (3) 当該市営住宅を引き続き15日以上使用しないとき。
 - (4) 当該市営住宅を明渡そうとするとき。
- 5 次の事由に該当し、明渡しを請求を受けたときは、速やかに当該市営住宅を明け渡します。
- (1) 大和高田市営住宅条例第29条第2項の規定により、市長から高額所得者と認定されたとき。
 - (2) 不正の行為により入居したとき。
 - (3) 家賃を3月以上滞納したとき。
 - (4) 当該市営住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。
 - (5) 正当な事由によらないで15日以上当該市営住宅を使用しないとき。
 - (6) 次の保管義務等に違反したとき。
 - ア 同居及び承継について承認を受けること。
 - イ 市営住宅又は共同施設の正常な状態を維持すること。
 - ウ 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - エ 長期不使用（15日以上）の届出をすること。
 - オ 当該市営住宅を他の者に貸し、又は入居の権利を他の者へ譲渡しないこと。
 - カ 用途一部併用、模様替え又は増築の承認を受けること。
 - (7) 入居者又は同居者が暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であることが判明したとき。
- 6 次に掲げる各費用の負担については、各支払期に責任をもってその支払をします。
- ア 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
 - イ 汚物及びじんかいの処理に要する費用
 - ウ 軽微な修繕及び市が指定する部分の修繕費用
 - エ 入居者の責に帰すべき事由による原形復旧の賠償費用
- 署名

様式第6号中「市営住宅 第 号
氏名 印」を
「市営住宅 団地 号
氏名 印
電話 」に、
「連帯保証人を変更する理由」を
「連帯保証人を変更する理由
(添付書類) 請書 」に改める。

様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第6号の2（第6条関係）

年 月 日

連帯保証人届出事項変更届

大和高田市長 殿

入居者 住所 大和高田市
市営住宅 団地 号

氏名
電話
印

連帯保証人の届出事項に異動が生じたので、次のとおり届け出ます。

変更事項 住所 氏名	変更後	
	変更前	

（注） 変更の生じた内容だけ記入してください。

（添付書類） 住民票その他変更事項を証する書類

様式第7号及び様式第8号を次のように改める。

様式第7号（第7条関係）

年 月 日				
市営住宅同居者異動届				
大和高田市長 殿				
入居者 住所 大和高田市 市営住宅 団地 号				
氏名 印 電話				
同居者に異動がありましたので次のとおり届け出ます。				
異動者氏名	入居者との 続 柄	生年月日	異動年月日	異動事由 (出生 死亡 転出 その他)

（添付書類） 異動の事実を証する書類

様式第8号（第8条関係）

年 月 日					
市営住宅同居承認申請書					
大和高田市長 殿					
入居者 住所 大和高田市 市営住宅 団地 号					
氏名 印 電話					
私が入居の承認を受けています上記住宅に、下記の者を同居させることについて承認を受けたいので、関係書類を添付して申請します。 なお、同居させようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約します。 また、暴力団員であるか否かの確認のため、警察署長へ照会されることに同意します。					
現在家族状況	続柄	氏 名	生年月日	勤務先名	過去1年間の 総収入額
	本人				
	計				

同居させようとする者	入居者との続柄	氏名	生年月日	勤務先名	過去1年間の総収入額
				(電話)	
	現住所				
申請理由					

(添付書類)

- (1) 入居者と同居させようとする者との続柄を証する書類
- (2) 入居（同居）者及び同居させようとする者の所得に関する証明書。ただし、入居（同居）者で今年の収入を申告済の方については、年間総収入額等に変更がなければ添付の必要はありません。
- (3) 同居させようとする者が住宅に困窮していることを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類
- (注意) 同居することにより収入が入居基準を超えることとなる者の同居は認められません。
- 様式第8号の次に次の1様式を加える。

様式第8号の2（第8条関係）

第 号
年 月 日

市営住宅同居承認（不承認）通知書

様

大和高田市長

印

年 月 日付けで申請のありました市営住宅同居承認について内容を審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

1 ☐ 同居を承認する。

(1) 同居承認する住宅

市営住宅 団地 号

(2) 同居承認する者の氏名等

氏名	生年月日	続柄	備考

(3) 同居指定日 年 月 日

(4) 承認の条件

ア 大和高田市営住宅条例及び同条例施行規則その他関係法令を遵守すること。

イ 入居者が住宅を退去の際は、同居承認を受けた者も同時に退去すること。

2 ☐ 同居を承認しない。

理由

様式第9号を次のように改める。

様式第9号（第9条関係）

年 月 日				
市営住宅入居承継承認申請書 大和高田市長 殿				
申請者 住所 大和高田市 市営住宅 団地 号 氏名 印 電話				
次のとおり入居承継の承認を受けたいので、関係書類を添付して申請します。 なお、私及び同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約します。 また、暴力団員であるかどうかの確認のため、警察署長へ照会されることに同意します。				
住宅名及び号数	市営住宅 団地 号			
入居承継を受けようとする者	氏 名		(年 月 日生)	
	現名義人との続柄			
承継後、同居する 親族状況	続柄	氏名	生年月日	勤務先名
	本人			
	計			
入居承継の理由		承継理由の 発生した日	年 月 日	
(添付書類) (1) 現入居者の死亡又は退去の事実を証する書類 (2) 現入居者との続柄を証する書類 (3) 承継を受けようとする者及び同居者の所得に関する証明書 (4) 入居承継することの同意書 (5) 敷金の名義変更に関する承諾書 (6) その他市長が必要と認める書類 ※ (4) (5) は、現名義人が死亡の場合は必要ありません。 様式第9号の次に次の1様式を加える。 様式第9号の2(第9条関係)				
第 号 年 月 日				
市営住宅入居承継承認(不承認)通知書 様				
大和高田市長 印				
年 月 日付けで申請のありました市営住宅入居承継承認について審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。				
1 ☐ 入居承継を承認する。				
(1) 入居承継を承認する住宅 市営住宅 団地 号				
(2) 承継後の入居者及び同居者の氏名等				
	氏名	生年月日	続柄	備考
入居者			本人	
同居者				

（３） 家賃 月額 円

ただし、毎年度家賃の決定を行う。

（４） その他

２ ☐ 入居継承を承認しない。

理由

様式第10号中「下記」を「次」に、

「住所 大和高田市

（電話 ）」を

「住所 大和高田市

電話 」に、

「

職業	年間所得

」を

「

年間総収入額

」に改める。

様式第11号を次のように改める。

様式第11号（第10条関係）

第 号

年 月 日

収入認定通知書

様

大和高田市長

印

団 地	枝	棟

あなた及び同居者の収入について、市営住宅入居者収入申告書及びその他の資料により次のとおり認定しました。

また、この収入に基づいて家賃を決定しましたので併せて通知します。

住宅名	
-----	--

合計所得金額	合計控除金額	控除後の所得	認定月額
円	円	円	円
入居者	区分	続柄	所得金額

						家賃 ①	円
						近傍同種 家賃 ②	円
						負担調整 減額 ③	円
						減免額④	円
						※①は②を超えない。	

※区分：配…配偶者 非…非同居者

月額家賃	(①又は②)－③－④ 円 (年 月から新家賃で徴収開始)
------	----------------------------------

なお、この認定について異議があるときは、この通知を受けた日から1月以内に大和高田市役所建築住宅課まで申し出てください。

様式第12号中「 年 月 日
収入未申告者家賃決定通知書」を
「 年 月 日
収入未申告者家賃決定通知書」に、
「下記」を「次」に改め、
「 記
1 収入申告書の提出期限 年 月 日」を
「 1 収入申告書の提出期限 年 月 日」に改める。
様式第13号を次のように改める。
様式第13号(第11条関係) 年 月 日
収入認定に対する意見申出書
大和高田市長 殿
入居者 住所 大和高田市
市営住宅 団地 号
氏名 印
電話
次のとおり収入認定に対する意見の申出をします。
1 収入認定額
2 申出の理由
(添付書類) 意見を証する書類
様式第13号の次に次の2様式を加える。
様式第13号の2(第11条関係) 第 号
年 月 日
収入認定更正通知書
様 大和高田市長 印

年 月 日付け 第 号で通知しました収入認定に対して 年 月 日付けであなたから意見の申出がありましたので、改めて調査しました結果、次のとおりその認定を構成します。

住宅名	
-----	--

合計所得金額	合計控除金額	控除後の所得	認定月額
円	円	円	円
入居者	区分	続柄	所得金額

家賃 ①	円
近傍同種家賃 ②	円
負担調整減額 ③	円
減免額④	円

※①は②を超えない。

※区分：配…配偶者 非…非同居者

月額家賃	(①又は②)－③－④ 円 (年 月から新家賃で徴収開始)
------	----------------------------------

様式第13号の3(第11条関係)

第 号
年 月 日

収入認定に対する意見の申出却下通知書

様

大和高田市長 印

年 月 日付け 第 号で通知しました収入認定に対して 年 月 日付けであなたから意見の申出がありましたので、改めて調査しました結果、次の理由により申出を却下します。

理由

様式第14号及び様式第15号を次のように改める。

様式第14号(第12条関係)

年 月 日

市営住宅長期不使用届

大和高田市長 殿

入居者 住所 大和高田市
市営住宅 団地 号
氏名 印
電話

次のとおり市営住宅を長期(15日以上)にわたり使用しませんので、届け出ます。

- 1 不使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 不使用の理由
- 3 不使用中の連絡先

様式第15号(第13条関係)

年 月 日

市営住宅用途一部変更承認申請書

大和高田市長 殿

入居者 住所 大和高田市

市営住宅

団地

号

氏名

印

電話

私が入居の承認を受けています上記住宅について、次のとおり用途を一部変更する承認を受けたいので申請します。

なお、その他の権利等は一切設定しないことを誓約します。

1 用途

2 用途変更の間数・帖数

3 用途変更の時期

4 用途変更の理由

(添付書類)

(1) 用途を証明する書類

(2) 隣室、上下階入居者又は利害関係者の同意書（様式任意）

(3) 用途変更する部分を朱色で着色した略図

様式第15号の次に次の3様式を加える。

様式第15号の2（第13条関係）

第 号

年 月 日

市営住宅用途一部変更承認（不承認）通知書

様

大和高田市長

印

年 月 日付けで申請のありました市営住宅用途一部変更承認について審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

1 ☐ 用途一部変更を承認する。

(1) 用途一部変更承認する住宅

市営住宅

団地

号

(2) 用途一部変更承認内容

(3) 承認の条件

ア 承認した用途以外には使用しないこと。

イ 住宅の模様替えその他工作を加えようとする場合は、事前に別途の承認を受けること。

ウ 用途変更が承認内容と異なる場合は、承認を取り消す。

2 ☐ 用途一部変更を承認しない。

理由

様式第15号の3（第13条の2関係）

年 月 日

市営住宅模様替え・増築承認申請書

大和高田市長 殿

入居者 住所 大和高田市

市営住宅

団地

号

氏名

印

電話

私が入居の承認を受けています上記住宅について次のとおり（模様替え・増築）の承認を受けたいので、別紙設計図及び仕様書等を添付して申請します。

1 理由

2 用途

3 構造

4 床面積

5 誓約 承認に対しては、次の事項を厳守することを誓約します。

(1) 市からの指示があったとき、又は当該住宅を明け渡すときは、入居者の責任と費用において原状回復し、又は撤去します。

(2) 承認のとおり施工し、申請以外の用途には使用しません。

(3) 市有財産の部分には損害を与えません。

(4) 上記条項に違反したときは、大和高田市営住宅条例第23条第2項の規定により損害を賠償します。

様式第15号の4(第13条の2関係)

第 号
年 月 日市営住宅模様替え・増築承認(不承認)通知書
様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請のありました市営住宅模様替え・増築承認について内容を審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

1 ☐ 模様替え・増築を承認する。

(1) 模様替え・増築承認する住宅

市営住宅 団地 号

(2) 模様替え・増築承認内容

(3) 承認の条件

ア 模様替え・増築は申請書及び図面に記載のとおりを実施すること。

イ 模様替え・増築が承認内容と異なる場合は、承認を取り消す。

ウ 市からの指示があったとき、又は当該住宅を明け渡すときは、入居者負担で原状回復又は撤去を行うこと。

(4) その他

2 ☐ 模様替え・増築を承認しない。

理由

様式第16号から様式第18号までを次のように改める。

様式第16号(第14条関係)

第 号
年 月 日収入超過者認定通知書
様

大和高田市長 印

団地	枝	棟

あなた及び同居者の収入について、市営住宅入居者収入申告書及びその他の資料に基づき調査しましたところ、大和高田市営住宅条例(以下「条例」という。)第6条第1項第3号に規定する金額を超えていましたので、条例第29条第1項の規定により、あなたを収入超過者と認定し、市営住宅を明け渡すよう努めなければならない義務が発生したことを通知します。

また、この収入に基づいて家賃を決定しましたので併せて通知します。

住宅名										
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

合計所得金額	合計控除金額	控除後の所得	認定月額
円	円	円	円

入居者	区分	続柄	所得金額	

家賃 ①	円
近傍同種家賃 ②	円
設定された率 ③	円
収入超過者家賃④	
負担調整減額 ⑤	円
減免額⑥	円

※①④は②を超えない。
④＝①＋（②－①）×③

※区分：配・・・配偶者 非・・・非同居者

月額家賃	(①又は②)－⑤－⑥ 円 (年 月から新家賃で徴収開始)
------	--

なお、この認定について異議があるときは、この通知を受けた日から1月以内に大和高田市役所建築住宅課まで申し出てください。
様式第17号（第14条関係）

第 号
 年 月 日

高額所得者認定通知書

様

大和高田市長 印

団地	枝	棟

あなた及び同居者の収入について、市営住宅入居者収入申告書及びその他の資料に基づき調査しましたところ、公営住宅法施行令第9条に規定する金額を2年間引き続き超えていましたので、大和高田市営住宅条例第29条第2項の規定により、あなたを高額所得者と認定するとともに、市営住宅の明渡し請求の対象者となることをお知らせします。

また、この収入に基づいて家賃を決定しましたので併せて通知します。

住宅名										
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

合計所得金額	合計控除金額	控除後の所得	認定月額
円	円	円	円

入居者	区分	続柄	所得金額	

家賃 ①	円
近傍同種家賃 ②	円
負担調整減額 ③	円
減免額④	円

※①は②を超えない。

※区分：配…配偶者 非…非同居者

月額家賃

(①又は②)－③－④ 円
(年 月から新家賃で徴収開始)

なお、この認定について異議があるときは、この通知を受けた日から1月以内に大和高田市役所建築住宅課まで申し出てください。

様式第18号（第15条関係）

年 月 日

収入超過者等認定に対する意見申出書

大和高田市長 殿

入居者 住所 大和高田市

市営住宅

団地

号

氏名

印

電話

次のとおり収入超過者等認定に対する意見の申出をします。

1 収入認定額

2 申出の理由

(添付書類) 意見を証する書類

様式第19号中「

年 月 日

収入超過者等更正通知書

」を

「

第

号

年 月 日

収入超過者等認定更正通知書

」に、

「先に通知しました（収入超過決定・高額所得者決定）に対してあなたから意見の申出がありましたので、重ねて調査しました結果、下記のとおりその決定を更正します。

記

」を

「 年 月 日付け 第 号で通知しました（収入超過者認定・高額所得者認定）に対して 年 月 日付けであなたから意見の申出がありましたので、改めて調査しました結果、次のとおりその認定を更正します。 」に、

「3 その他」を

「3 更正後の認定区分

(収入超過者 ・ 高額所得者 ・ 収入超過者及び高額所得者以外の入居者)」に改める。

様式第20号及び様式第21号を次のように改める。

様式第20号（第15条関係）

第 号

年 月 日

収入超過者等認定に対する意見の申出却下通知書

様

大和高田市長

印

年 月 日付け 第 号で通知しました（収入超過者認定・高額所得者認定）に対して 年 月 日付けであなたから意見の申出がありましたので、改めて調査しました結果、次の理由により申出を却下します。

理由

様式第21号（第16条関係）

第 号

年 月 日

高額所得者明渡し請求書

様

大和高田市長

印

あなたは、大和高田市営住宅条例第29条第2項に規定する高額所得者であるため、同条例第32条第1項の規定に基づき、次のとおり市営住宅の明渡しを請求します。

なお、明渡し期限到来後も当該市営住宅を明け渡されない場合は、同条例第33条第2項の規定により、近傍同種住宅の家賃の2倍に相当する額を徴収することになりますので、ご承知ください。

1 明渡し対象住宅 市営住宅 団地 号

2 明渡し期限 年 月 日

3 その他

次の各号のいずれかに該当する場合は、申出により明渡し期間の延長ができます。

(1) 入居者（同居者を含む。以下同じ。）が病気にかかっているとき。

(2) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 入居者が近い将来において退職する等の事由により収入が著しく減少することが予想されるとき。

(4) 前3号に掲げる事由に類する特別な事由があるとき。

様式第22号中「 市営住宅 第 号

氏名 印

電話 」を

「 市営住宅 団地 号

氏名 印

電話 」に、

「下記」を「次」に、

「 記

1 希望延長期限 年 月 日まで」を

「

1 希望延長期限 年 月 日まで」に、

「添付書類」を「（添付書類）」に改める。

様式第23号を次のように改める。

様式第23号（第19条関係）

年 月 日

市営住宅明渡し届

大和高田市長 殿

入居者 住所 大和高田市

市営住宅 団地 号

氏名 印

電話

次のとおり市営住宅を明渡します。

1 明渡し年月日 年 月 日

2 転居先

3 模様替え・増築の処置

4 家賃未納額

5 その他

※立会検査日	年 月 日 午前・午後 時
※検査の所見及び処置	監理員職氏名 印

(注意)

- 1 この届けは、退去する日の10日前までに市に提出してください。
- 2 水道、ガス、電気等は、入居者が退去までに中止の手続きをしてください。
- 3 ※欄は、記入しないでください。

様式第24号中「住宅目的外」を「市営住宅目的外」に、「下記」を「次」に、「の収入」を削り、
「添付書類

- 1 社会福祉法人等の定款
- 2 その他 ）」を

「(添付書類)

- (1) 社会福祉法人等の定款
- (2) その他 ）」に改める。

様式第25号中「付け」の次に「で」を加え、「下記」を「次」に、
「記

- 1 使用許可の内容 ）」を

「

- 1 使用許可の内容 ）」に、

「この許可書」を「この通知書」に、「疑問を」を「疑義が」に改める。

様式第26号中「付け」の次に「で」を加え、「下記のとおり」を「次の理由により」に、
「記

- 1 不許可とする理由 ）」を

「

理由 - ）」に改める。

様式第27号中「市営住宅 第 号
氏名 印
電話 ）」を
「市営住宅 団地 号
氏名 印
電話 ）」に、

「下記」を「次」に、

「記

申請駐車場	市営住宅	駐車場番号
-------	------	-------

」を

「

申請駐車場	市営住宅	団地	駐車場番号
-------	------	----	-------

」に改める。

様式第28号中「付け」の次に「で」を加え、「下記」を「次」に、
「記

許可駐車場	市営住宅	駐車場番号
-------	------	-------

」を

「

許可駐車場	市営住宅	団地	駐車場番号
-------	------	----	-------

」に、

「使用料は」を「使用料は、」に改める。

様式第29号を次のように改める。

様式第29号（第23条関係）

（表）

（裏）

第	号
市営住宅監理員証	
職	名
氏	名
生年月日	
※ 大和高田市営住宅条例第66条の規定 に基づく監理員証	
大和高田市長	
年 月 日発行	
(有効期間1年間)	
印	

この証を携帯する者は、大和高田市営住宅条例により、関係物件又は書類を検査する職権を有する者で、その根拠条例は次のとおりである。

大和高田市営住宅条例（抄）
（立入検査）

第66条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理員又は市長の指定した者に、市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第9条第3項の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

（同居の承認に関する経過措置）

- 2 この規則による改正後の大和高田市営住宅条例施行規則（以下「新規則」という。）第8条第3項の規定は、この規則の施行日以後になされる同居の承認を求める申請について適用し、同日前になされた同居の承認を求める申請については、なお従前の例による。

（入居の承継に関する経過措置）

- 3 新規則第9条第3項の規定は、附則第1項ただし書の施行日以後になされる入居の承継の承認を求める申請について適用し、同日前になされた入居の承継の承認を求める申請については、なお従前の例による。

（様式に関する経過措置）

- 4 新規則の施行の際、現にこの規則による改正前の大和高田市営住宅条例施行規則の規定により作成されている様式の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

規則第41号

大和高田市改良住宅等条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市改良住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市改良住宅等条例施行規則（平成9年規則第44号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第13条」の次に「、第13条の2」を加え、「改良住宅等」との次に「、第12条第2項第2号中「及び共同施設の修繕」とあるのは「の修繕」と、同項第5号中「及び共同施設の管理上」とあるのは「の管理上」と」を加える。

第4条中「の施行」を「に定めるもののほか、改良住宅等の管理」に改める。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

規則第42号

大和高田市単身者住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市単身者住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市単身者住宅条例施行規則（平成9年規則第45号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第13条」の次に「、第13条の2」を加え、「、第22条」を削る。

第4条中「の施行」を「に定めるもののほか、単身者住宅の管理」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

規則第2号

大和高田市消防団規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市消防団規則の一部を改正する規則

大和高田市消防団規則（昭和36年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第2条」を「第3条」に改める。

第5条の見出し中「団」を「団本部及び分団」に改め、同条中「団の管轄区域は、大和高田市全域とし、」を削る。

第8条第1号中「責任者は、」を削る。

第11条中「遵守し」の次に「、」を加え、同条第4号中「もと」を「下」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第4号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成25年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（大和高田市社会福祉事務所長に対する事務委任規則の一部改正）

第1条 大和高田市社会福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和26年規則第8号）の一部を次のように改正する。

本則第5項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和57年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第7条の4第3号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（大和高田市国民健康保険税滞納者の被保険者証等の取扱いに関する規則の一部改正）

第3条 大和高田市国民健康保険税滞納者の被保険者証等の取扱いに関する規則（平成21年規則第19号）の一部を次のように改正する。

様式第3号裏面中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（大和高田市成年後見制度利用支援事業実施規則の一部改正）

第4条 大和高田市成年後見制度利用支援事業実施規則（平成13年規則第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（大和高田市障害者自立支援審査会規則の一部改正）

第5条 大和高田市障害者自立支援審査会規則（平成18年規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

（大和高田市障害者自立支援法施行細則の一部改正）

第6条 大和高田市障害者自立支援法施行細則（平成18年規則第40号の4）の一部を次のように改正する。

題名中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

様式第10号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第17号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

様式第24号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（大和高田市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部改正）

第7条 大和高田市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年規則第18号）の一部を次のように改める。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

の法律施行令」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に、「障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に改める。

第2条第1項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第3条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第5条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（身体障害者福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部改正）

第8条 身体障害者福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則（昭和63年規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（知的障害者福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部改正）

第9条 知的障害者福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則（昭和63年規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項第2号の規定に基づき身体障害者療護施設に準ずる施設を定める規則の一部改正）

第10条 大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項第2号の規定に基づき身体障害者療護施設に準ずる施設を定める規則（平成8年規則第33号）の一部を次のように改正する。

本則第3項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

規則第5号

大和高田市会計管理者の補助組織の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市会計管理者の補助組織の設置に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市会計管理者の補助組織の設置に関する規則の一部を改正する規則（平成19年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「会計グループ」を「会計係」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

規則第7号

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例第28条第2項の規定に基づき夜間看護等の業務に従

事する職員に支給する特殊勤務手当を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例第28条第2項の規定に基づき夜間看護等の業務に従事する職員に支給する特殊勤務手当を定める規則の一部を改正する規則

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例第28条第2項の規定に基づき夜間看護等の業務に従事する職員に支給する特殊勤務手当を定める規則（平成19年規則第17号）の一部を次のように改正する。

本則第2項の表中

「

支給条件	手当の額
ア 前項に規定する職員のうち産婦人科病棟に勤務する者の勤務時間が深夜の全部を含むとき。	1回につき 12,000円
イ 前項に規定する職員のうち産婦人科病棟以外に勤務する者の勤務時間が深夜の全部を含むとき。	1回につき 10,500円

」を

「

支給条件	手当の額
ア 前項に規定する職員の勤務時間が深夜の全部を含むとき。	1回につき 11,000円

」に、

「ウ」を「イ」に、「エ」を「ウ」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例第28条第2項の規定に基づき夜間看護等の業務に従事する職員に支給する特殊勤務手当を定める規則の規定は、この規則の施行日以後に始まる勤務に係る特殊勤務手当について適用し、施行日前に始まった勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

規則第8号

大和高田市公印規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市公印規則の一部を改正する規則

大和高田市公印規則（平成16年規則第25号）の一部を次のように改正する。

第4条中「及び個数」を削る。

第8条第1項中「承認申請書」を「伺」に、「を経て、」を「の合議を経て」に、「承認」を「決裁」に改める。

第12条第2項及び第13条第2項中「承認申請書」を「届」に、「に合議をした上で、」を「及び当該公印の管理責任者の合議を経て」に、「の承認を受け」を「に届け出」に改める。

第14条第2項中「承認申請書」を「伺」に、「を経て、」を「の合議を経て」に、「承認」を「決裁」に改め、同条第5項中「を経て、」を「の合議を経て」に改める。

第16条中「を経て」を「の合議を経て」に改める。

別表一般公印の表中個数の欄を削る。

別表専用公印の表中個数の欄を削り、

「

12	市長印	之市高大 印長田和 用専課民市	方20mm	戸籍、住民基本台帳、 印鑑登録及び特別永 住者事務に関する証 明事務で電子公印を 使用する文書	市民課長
----	-----	-----------------------	-------	---	------

」を

「

12	削除				
----	----	--	--	--	--

」に、

「

23	市長印	大和高田市長	縦3mm 横15mm
----	-----	--------	---------------

」を

「

23	市長印	大和高田市長	縦3mm 横15mm
----	-----	--------	---------------

」に改める。

様式第1号中「承認申請書」を「伺」に、「申請し」を「伺い」に改め、

「

寸	法	方	mm	縦	mm	個	数
		直径	mm	横	mm		

」を

「

寸	法	方	mm	縦	mm
		直径	mm	横	mm

」に改める。

様式第4号中「承認申請書」を「届」に、「申請し」を「届け出」に改める。

様式第5号中「承認申請書」を「届」に、「申請し」を「届け出」に、

「

☐ 無	☐ 有
----------------------------	----------------------------

」を

「

☐ 有	☐ 無
----------------------------	----------------------------

」に改める。

様式第6号中「承認申請書」を「伺」に、「申請し」を「伺い」に、

「

☐ 無	☐ 有
----------------------------	----------------------------

」を

「

☐ 有	☐ 無
----------------------------	----------------------------

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の大和高田市公印規則第8条第1項の規定によりなされた承認申請は、改正後の大和高田市公印規則第8条第1項の規定によりなされた何いと、改正前の大和高田市公印規則第12条第2項の規定によりなされた承認申請は、改正後の大和高田市公印規則第12条第2項の規定によりなされた届出と、改正前の大和高田市公印規則第13条第2項の規定によりなされた承認申請は、改正後の大和高田市公印規則第13条第2項の規定によりなされた届出と、改正前の大和高田市公印規則第14条第2項の規定によりなされた承認申請は、改正後の大和高田市公印規則第14条第2項の規定によりなされた何いとみなす。

規則第17号

政治倫理の確立のための大和高田市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年4月26日

大和高田市長 吉 田 誠 克

政治倫理の確立のための大和高田市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

政治倫理の確立のための大和高田市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年規則第30号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「・飛行機」を「・航空機」に改める。

様式第3号中

「

株式等の事業・ 譲渡・雑所得		
先物取引の事業・ 譲渡・雑所得		

」を

「

株式等の事業・ 譲渡・雑所得		
上場株式等の配 当所得		
先物取引の事業・ 譲渡・雑所得		

」に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

訓令第10号

大和高田市庁舎整備庁内検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成25年4月26日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市庁舎整備庁内検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 大和高田市の庁舎整備に係る調査、研究を行うため、大和高田市庁舎整備庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は次に掲げる事項について調査、研究し、市長に報告する。

- （1） 庁舎整備の方法に関すること。
- （2） 庁舎整備の規模及び施設に関すること。
- （3） その他庁舎整備に必要なこと。

（組織）

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- （1） 副市長
- （2） 企画政策部長
- （3） 財務部長
- （4） 市民部長
- （5） 福祉部長
- （6） 保健部長
- （7） 環境建設部長
- （8） 環境建設部理事
- （9） 上下水道部長
- （10） 市立病院事務局長
- （11） 教育委員会事務局長
- （12） 議会事務局長

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、財務部長をもって充てる。

（任期）

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告をした日までとする。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、会議の結果を市長に報告するものとする。

6 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の職員若しくは専門的な知

識を有する者を出席させ、意見を聴取し、又は必要な資料を提出させることができる。

（部会）

第6条 委員会は、第2条に規定する所掌事務の詳細を検討するため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会に部会長を置き、財務部長をもって充てる。

3 部会員は、検討課題の内容に応じ、委員長が必要と認める職員をもって充てる。

4 部会の会議は、委員長の指示により部会長が招集し、部会長が議長となる。

5 部会長は、会議の結果を委員会に報告するものとする。

6 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に部会員以外の職員若しくは専門的な知識を有する者を出席させ、意見を聴取し、又は必要な資料を提出させることができる。

（庶務）

第7条 委員会及び部会の庶務は、財産管理課において処理する。

（補則）

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月26日から施行する。

告 示

告示第18号

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月21日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱（平成16年告示第30号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2号を加える。

（16） 社会福祉士

（17） ケースワーカー

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

職種		月額	日額	時間額
一般事務職	短期雇用	—	5,500円	700円
	事務補助、職員代替	—	6,600円	850円
保育士		160,000円	—	980円
看護師		—	10,800円	1,390円
准看護師		—	9,600円	1,230円
栄養士	栄養士	—	8,300円	1,070円
	管理栄養士	—	9,600円	1,230円
手話通訳者		—	7,200円	920円
保健師		—	12,000円	1,540円
ケアマネージャー		—	12,000円	1,540円

クリーンセンター技能員	—	7,200円	920円
トラックスケール計量業務員	—	—	820円
保育所給食調理員	—	6,600円	830円
青少年会館指導員	149,800円	—	850円
子育て支援指導員	—	7,200円	920円
医科医療事務管理士	—	12,000円	1,540円
就労支援相談員	149,800円	—	850円
社会福祉士	—	7,200円	920円
ケースワーカー	160,050円	—	1,000円

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成25年3月29日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成25年3月29日

大和高田市長 吉 田 誠 克

- 1 平成24年度大和高田市一般会計補正予算（第8号）
- 2 平成24年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成24年度大和高田市一般会計補正予算（第8号）専決処分

平成24年度大和高田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ566,713千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,464,817千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債は、「第2表 地方債補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		130,000	△5,200	124,800
	1. 地方揮発油譲与税	40,000	△2,900	37,100
	2. 自動車重量譲与税	90,000	△2,300	87,700
3. 利子割交付金		28,000	△1,400	26,600
	1. 利子割交付金	28,000	△1,400	26,600
4. 配当割交付金		25,000	5,300	30,300
	1. 配当割交付金	25,000	5,300	30,300
6. 地方消費税交付金		500,000	14,000	514,000
	1. 地方消費税交付金	500,000	14,000	514,000
7. 自動車取得税交付金		35,000	5,500	40,500
	1. 自動車取得税交付金	35,000	5,500	40,500
8. 地方特例交付金		32,000	4,200	36,200
	1. 地方特例交付金	32,000	4,200	36,200
9. 地方交付税		6,915,468	49,233	6,964,701
	1. 地方交付税	6,915,468	49,233	6,964,701
16. 寄附金		15,560	880	16,440
	1. 寄附金	15,560	880	16,440
18. 繰越金		0	500,000	500,000
	1. 繰越金	0	500,000	500,000
20. 市債		2,705,000	△5,800	2,699,200
	1. 市債	2,705,000	△5,800	2,699,200
補正されなかった科目に係る額		13,512,076	0	13,512,076
歳入合計		23,898,104	566,713	24,464,817

「第18款 繰越金」の新設により、「第18款 諸収入」を「第19款 諸収入」とし、「第19款 市債」を「第20款 市債」

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,111,267	556,833	2,668,100
	1. 総務管理費	1,574,342	556,833	2,131,175
6. 農林水産業費		113,546	0	113,546
	1. 農業費	113,546	0	113,546
8. 土木費		2,293,416	9,000	2,302,416
	2. 道路橋りょう費	105,029	0	105,029
	3. 都市計画費	1,946,584	9,000	1,955,584
10. 教育費		2,562,763	880	2,563,643
	6. 社会教育費	344,537	880	345,417
補正されなかった科目に係る額		16,817,112	0	16,817,112
歳 出 合 計		23,898,104	566,713	24,464,817

第2表 地方債補正

廃止

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
耕地事業	千円 1,000	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、 利率見直し方式で 借入れる 場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 —	(借入方法) —	% —	—
側溝新設改良事業	4,800	〃	〃	〃	—	—	—	—

平成24年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第3号)専決処分

平成24年度大和高田市の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,300千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,109,381千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債は、「第2表 地方債補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 使用料及び手数料		345,339	△9,000	336,339
	1. 使用料	345,339	△9,000	336,339
4. 繰入金		666,531	9,000	675,531
	1. 一般会計繰入金	666,531	9,000	675,531
6. 市債		934,800	△7,300	927,500
	1. 市債	934,800	△7,300	927,500
補正されなかった科目に係る額		170,011	0	170,011
歳入合計		2,116,681	△7,300	2,109,381

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		916,427	△7,300	909,127
	1. 下水道事業費	916,427	△7,300	909,127
補正されなかった科目に係る額		1,200,254	0	1,200,254
歳出合計		2,116,681	△7,300	2,109,381

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 503,600	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 496,300	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

告示第26号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する要綱を次のように定める。

平成25年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する要綱

(大和高田市障害者福祉基本計画等策定委員会設置要綱の一部改正)

第1条 大和高田市障害者福祉基本計画等策定委員会設置要綱(平成20年告示第92号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(大和高田市障害者(児)相談支援事業実施要綱の一部改正)

第2条 大和高田市障害者(児)相談支援事業実施要綱(平成18年告示第122号)の一部を次のように改正する。

第4条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(大和高田市日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正)

第3条 大和高田市日常生活用具給付事業実施要綱(平成23年告示第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「大和高田市障害者自立支援法施行細則」を「大和高田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則」に改める。

第2条第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第2項第1号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

（大和高田市地域活動支援センター事業実施要綱の一部改正）

第4条 大和高田市地域活動支援センター事業実施要綱（平成18年告示第124号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（大和高田市日中一時支援事業実施要綱の一部改正）

第5条 大和高田市日中一時支援事業実施要綱（平成18年告示第121号）の一部を次のように改正する。

第3条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（大和高田市福祉ホーム事業実施要綱の一部改正）

第6条 大和高田市福祉ホーム事業実施要綱（平成20年告示第95号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第3条中「障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準」に改める。

（大和高田市点字図書給付事業実施要綱の一部改正）

第7条 大和高田市点字図書給付事業実施要綱（平成12年告示第69—2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「大和高田市障害者自立支援法施行細則」を「大和高田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則」に改める。

（大和高田市住宅改修費給付事業実施要綱の一部改正）

第8条 大和高田市住宅改修費給付事業実施要綱（平成12年告示第69—3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「大和高田市障害者自立支援法施行細則」を「大和高田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則」に改める。

第2条第2項第1号及び別表中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

（大和高田市精神障害者医療費助成事業実施要綱の一部改正）

第9条 大和高田市精神障害者医療費助成事業実施要綱（平成7年告示第102号）の一部を次のように改正する。

第2条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（大和高田市更生訓練費支給要綱の一部改正）

第10条 大和高田市更生訓練費支給要綱（平成22年告示第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条第1号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

（大和高田市特定随意契約対象者の登録に関する要綱の一部改正）

第11条 大和高田市特定随意契約対象者の登録に関する要綱（平成22年告示第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（大和高田市訪問介護等利用者負担額減額要綱の一部改正）

第12条 大和高田市訪問介護等利用者負担額減額要綱（平成17年告示第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

告示第30号

大和高田市介護認定審査の個人情報の提供に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市介護認定審査の個人情報の提供に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示

大和高田市介護認定審査の個人情報の提供に関する事務取扱要綱（平成13年告示第71号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「郵便又は」を「郵便若しくは」に改める。

様式第1号中「登録証明書」を「証・登録証 □名刺」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

様

大和高田市長

要介護・要支援認定結果通知書

介護保険要介護・要支援認定主治医意見書で申出のあったことについて、下記のとおり審査結果を通知します。

記

介護保険被保険者		審査会実施日	要介護度	認定期間
番号	氏名			

（提供用）

年 月 日

様

大和高田市長

要介護・要支援認定結果通知書

介護保険要介護・要支援認定主治医意見書で申出のあったことについて、下記のとおり審査結果を通知します。

記

介護保険被保険者		審査会実施日	要介護度	認定期間
番号	氏名			

（控え用）

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

告示第50号

大和高田市定期予防接種（A類）費用助成要綱を次のように定める。

平成25年4月1日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市定期予防接種（A類）費用助成要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、奈良県内相互乗り入れ予防接種医療機関（以下「受託医療機関」という。）で予防接種を受けることが困難な者であって、予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づき、受託医療機関以外の医療機関（以下「受託外医療機関」という。）で予防接種を受けた者に対し、その予防接種に係る費用を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第2条 助成対象者は、予防接種を受ける日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者であって、予防接種法に基づく定期予防接種のA類疾病の定期接種対象者のうち、被接種者又はその保護者が病気、障害など、やむを得ない事情により受託医療機関で予防接種を受けることが困難な者とする。

（申請）

第3条 助成対象者又はその保護者（以下「申請者」という。）は、別に定める大和高田市予防接種依頼書発行願により接種前に市長に申請しなければならない。

（依頼書の交付）

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大和高田市予防接種依頼書（以下「依頼書」という。）及び大和高田市予防接種予診票（以下「予診票」という。）を申請者に交付するものとする。

（接種方法）

第5条 申請者は、受託外医療機関に依頼書及び予診票を提出の上、依頼書の有効期限までに、予防接種を受けるものとする。この場合において、当該予防接種に係る料金は、申請者が支払うものとする。

（助成金の交付申請）

第6条 申請者は、接種後速やかに別に定める大和高田市定期予防接種（A類）助成金請求書に、予防接種を実施した医療機関の証明又は医療機関発行の予防接種に係る領収書の写し及び予診票を添付し、市長に提出しなければならない。

（助成金額）

第7条 予防接種の助成金の額は、予防接種を受けるために医療機関に支払った額とする。ただし、市が大和高田市医師会と締結している委託契約書に定める契約金額を限度とする。

（助成金の交付決定の取消し等）

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消し、既

に交付した助成金があるときは、当該助成金を返還させるものとする。

（１） 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。

（２） この告示の規定に違反したとき。

２ 前項の規定により助成金の返還を求められた者は、直ちに当該助成金を返還しなければならない。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

告示第54号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項並びに第11条の2第12項及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）第3条の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成25年4月3日

大和高田市長 吉 田 誠 克

閲覧者氏名（法人の場合は名称及び代表者又は管理者名）	請求事由（利用目的）の概要	閲覧年月日	閲覧した住民の範囲
奈良県総務部知事公室	「県民アンケート調査」の調査対象者を抽出するため	平成24年5月9日	市内に居住する20歳以上の住民
NHK放送文化研究所	「中学生・高校生の生活と意識調査2012」調査対象者抽出のため	平成24年6月12日	磯野東町・磯野南町・片塩町の12歳以上18歳未満の住民
内閣府大臣官房政府広報室	「生涯学習に関する世論調査」の調査対象者抽出のため	平成24年6月13日	市内に居住する20歳以上の日本人住民
奈良県医療政策部	「自殺対策意識調査」の調査対象者抽出のため	平成24年6月27日	市内に居住する20歳以上の住民
(株)時事通信社	「住民意識調査」の調査対象者抽出のため	平成24年7月25日	大字神楽の20歳以上の男女
奈良県健康福祉部健康づくり推進課	「なら健康長寿基礎調査」の調査対象者抽出のため	平成24年8月30日	市内に居住する20歳以上の住民
日本銀行情報サービス局	「生活意識に関するアンケート調査」の調査対象者抽出のため	平成24年9月19日	幸町・三和町の20歳以上の男女
内閣府大臣官房政府広報室	「男女共同参画社会に関する世論調査」の調査対象者抽出のため	平成24年9月20日	本郷町・永和町の20歳以上の日本人の男女
労働政策研究・研修機構	「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」の調査対象者抽出のため	平成24年10月25日	大字野口・大字市場・大字池田・大字大谷の末子が満18歳未満の子どもを育てている世帯
総務省統計局統計調査部	「家計消費状況調査」の調査対象者抽出のため	平成24年10月22日	幸町・大字市場・大字岡崎・大字大谷・大字土庫・大字池

			尻・大字高田・大字松塚
内閣府大臣官房 政府広報室	「がん対策に関する世論調査」の調査対象者抽出のため	平成24年11月21日	東中1丁目の20歳以上の日本人男女
内閣府大臣官房 政府広報室	「社会意識に関する世論調査」の調査対象者抽出のため	平成24年12月4日	西三倉堂1丁目の20歳以上の日本人男女
奈良県健康福祉部 子ども・女性局	「児童虐待防止広告に関する世論調査」の調査対象者抽出のため	平成24年12月5日	市内に居住する20歳以上の住民
日本たばこ産業株式会社	「全国たばこ喫煙者率調査」の調査対象者を抽出するため	平成25年1月10日	大字西坊城の大正12年5月1日～平成5年4月30日生まれの男女
NHK放送文化研究所	「現代の生活意識に関する世論調査」の対象者抽出のため	平成25年1月23日	今里町の16歳以上の日本人男女
内閣府経済社会総合研究所	「生活の質に関する世帯調査」の調査対象者抽出のため	平成25年1月30日	大字根成柿328番地～の15歳以上の日本人男女
生命保険文化センター	「生活保障に関する調査」の調査対象者抽出のため	平成25年2月27日	日之出町・日之出東本町の18歳～69歳の日本人男女
日本宝くじ協会	「宝くじに関する世論調査」の調査対象者抽出のため	平成25年3月7日	大東町の18歳以上の男女
金融広報中央委員会	「家計の金融行動に関する世論調査」の調査対象者抽出のため	平成25年3月27日	曾大根1～2丁目の20歳以上の男女

告示第55号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年4月9日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1 施行者の名称

大和高田市

2 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業大和高田市流域関連公共下水道

3 事業施工期間

昭和54年3月23日から平成30年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

昭和54年3月奈良県告示796号、昭和59年3月奈良県告示第882号、昭和63年8月奈良県告示第288号、平成2年4月奈良県告示第22号、平成3年1月奈良県告示第50

0号、平成6年6月奈良県告示第157号、平成10年4月奈良県告示第37号、平成16年12月奈良県告示第451号及び平成19年6月奈良県告示第121号及び平成23年4月奈良県告示第9号のうち大字神楽及び大字池尻の各一部を変更し、大字根成柿を事業地に追加する。

5 都市計画事業認可図書の縦覧

縦覧場所 大和高田市上下水道部下水道課

縦覧期間 平成25年4月9日から平成30年3月31日まで

告示第56号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の20及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28の規定により、次の者を指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者に指定したので告示します。

平成25年4月17日

大和高田市長 吉田誠克

指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会 大和高田市池田418番地の1
指定等に係る事業所の名称及び所在地	社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会 大和高田市池田418番地の1
指定等の年月日	平成25年3月1日
指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類	指定特定相談支援事業 指定障害児相談支援事業
事業の主たる対象者	特定無し
特定相談支援事業所番号又は障害児相談支援事業所番号	特定相談支援事業所番号2930800095 障害児相談支援事業所番号2970800526

告示第57号

平成25年5月8日、次の事件を付議するため、大和高田市議会臨時会を本市議事堂に招集する。

平成25年5月1日

大和高田市長 吉田誠克

公 告

公告第36号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、国土交通省近畿地方整備局長より大和都市計画下水道事業の事業計画の変更の図書の送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年4月2日

大和高田市長 吉田誠克

1 縦覧場所 大和高田市上下水道部下水道課

2 縦覧期間 平成25年4月2日から平成30年3月31日まで

公告第37号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年4月5日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1 業務名	平成25年度大和高田市ITシステム最適化業務
2 業務期 間	契約締結の日から平成26年3月31日まで
3 業務内 容	入札説明書（仕様書）のとおりに
4 入札参 加 資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 （1）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （3）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 （4）大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の役務提供（電算業務）に登録している者であること。 （5）大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 （6）プライバシーマーク（略称：Pマーク）の使用の許諾又は情報セキュリティマネジメントシステム（略称：ISMS）適合性評価制度の認証を受けた者であること。 （7）ISO9001認証及びISO/IEC27001認証を取得していること。 （8）CMMIレベル3以上を達成していること。
5 競争入 札参加資 格確認の 申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （1）申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 （2）必要書類として、4（5）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。また、4（6）、（7）、（8）の要件を満たすことを証するプライバシーマーク登録証（旧称：使用許諾書）又はISMS認証登録証、ISO9001認証登録証明書及びISO/IEC27001認証登録証並びにCMMI認証書等レベル3（v12）達成を証明できる書類の写しを同時に提出してください。 （3）申請書等の提出は、郵送によることを可とします。 （4）受付期間 平成25年4月5日（金）から平成25年4月12日（金）。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。また、郵送による場合は、必ず 特殊郵便によるものとし、平成25年4月11日（木）必着とします。 （5）受付時間 午前9時分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで （6）提出場所 〒635-8511 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室

6 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成25年4月12日（金） (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
7 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、E-mailにより、次のとおり行います。（質問書の様式は、任意とします。） (1) 受付期間 平成25年4月5日（金）から平成25年4月17日（水）まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市 企画政策部広報情報課 情報管理係 E-mail densan@city.yamatotakada.nara.jp (4) 回答期限 回答は、原則質問者に対してのみ随時E-mailにより行います。
8 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
9 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
10 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年4月22日（月）午前10時 (2) 場所 大和高田市役所 本庁舎4階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
11 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
12 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。 開札の結果、各参加者の入札の全てが予定価格の制限の範囲内での価格での入札とならなかったときは、その場で直ちに再度入札を行います。再度入札は1回限りとし、再度入札を行っても落札がない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約に移行します。この場合の見積書の徴収は、2回までとし、入札時に最低の価格を入札した業者と次順位の業者の2者のみで行い、予定価格の範囲内で最低の見積価格を提示した業者を契約申込者としてします。
13 契約保証金	免除します。
14 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第38号

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年4月19日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1 工事名	大和高田市立陵西小学校校舎耐震改修工事（北館西棟・南館）（棟NO.11・16）
2 工事場所	大和高田市池田地内
3 工事期間	本契約成立の日から平成25年11月29日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	本件工事は、代表者1者、構成員1者による特定建設共同企業体で行うものとし、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 （1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築一式工事に登録されている者であること。 （2）代表者及び構成員は次の要件をすべて満たしている者とする。 （ア）代表者 ① 本店、支店又は営業所を奈良県内に有すること。 ② 経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの）の結果における建築一式工事の総合評定値が1000点以上であること。 ③ 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する監理技術者（平成25年6月20日時点において継続して3月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できること。（本工事の契約は、議会の議決により成立するため、専任技術者は平成25年6月20日から配置できる者とする。） （イ）構成員 ① 本店を大和高田市内に有すること。 ② 大和高田市における建築一式工事の平成25年度格付け等級がA級であること。 ③ 一級若しくは二級建築施工管理技士又は一級若しくは二級建築士の資格を有する主任技術者（平成25年6月20日時点において継続して3月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できること。（本工事の契約は、議会の議決により成立するため、専任技術者は平成25年6月20日から配置できる者とする。） （3）代表者の出資比率は2分の1以上とし、構成員の出資比率は10分3以上とする。 （4）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （5）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 （6）大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （1）申請書は本市指定様式（JV用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）しています。 （2）5の（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様

	式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 特定建設工事共同企業体協定書を提出してください。 (4) 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出してください。 (5) 5の(2)の(ア)の③については、配置予定技術者の資格を有することを証する書類及び監理技術者講習修了証の写しを、また、5の(2)の(イ)の③については、配置予定技術者の資格を有することを証する書類の写しを提出してください。 (6) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (7) 受付期間 平成25年4月19日(金)から平成25年5月9日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (8) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (9) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、代表者に郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成25年5月10日(金) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)等の配布	入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。 (1) 配布の期日 平成25年4月24日(水)から平成25年5月9日(木)まで (2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣) (4) 費用の負担 配布に係る費用は頂きませんが、配布した入札説明書(仕様書)は開札後回収します。
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期日 平成25年5月14日(火) (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期日 平成24年5月17日(金) 回答は、本件工事入札参加資格を認めた者すべてに行います。
10 耐震改修計画判定書の閲覧	耐震改修計画判定書の閲覧は、次のとおり行います。 (1) 閲覧期日 平成25年5月10日(金) (2) 閲覧時間 午前9時から午後5時まで。ただし、受付は午後3時までとします。 (3) 閲覧場所 大和高田市 教育委員会 教育総務課 会議室

1 1 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成25年5月22日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 2 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1 3 入札保証金	免除します。
1 4 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年5月23日（木）午前10時 (2) 場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 5 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
1 6 落札候補者の決定	落札候補者は、予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
1 7 事後審査	落札候補者の優先順位により5.2.(1)(ウ)及び同(2)(ウ)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室
1 8 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
1 9 本契約の成立	(1) 本件工事の契約については、大和高田市議会の議決を要するため、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。 (2) 落札者決定後、議会の議決までの間に落札した共同企業体を構成する建設業者の1者が、入札参加資格の制限又は入札参加資格停止を受けた場合は仮契約を締結せず、また、仮契約を締結しているときは解除します。
2 0 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
2 1 最低制限基準比較価格	¥276,750,000円（消費税等抜き）
2 2 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
2 3 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 4 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第39号

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年4月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	大和高田市立磐園小学校校舎耐震改修工事（中・東館）（棟NO. 9-1・9-2）
2 工事場所	大和高田市有井地内
3 工事期間	本契約成立の日から平成25年11月29日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	本件工事は、代表者1者、構成員1者による特定建設共同企業体で行うものとし、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 （1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築一式工事に登録されている者であること。 （2）代表者及び構成員は次の要件をすべて満たしている者とする。 （ア）代表者 ① 本店、支店又は営業所を奈良県内に有すること。 ② 経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの）の結果における建築一式工事の総合評定値が1000点以上であること。 ③ 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する監理技術者（平成25年6月20日時点において継続して3月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できること。（本工事の契約は、議会の議決により成立するため、専任技術者は平成25年6月20日から配置できる者とする。） （イ）構成員 ① 本店を大和高田市内に有すること。 ② 大和高田市における建築一式工事の平成25年度格付け等級がA級であること。 ③ 一級若しくは二級建築施工管理技士又は一級若しくは二級建築士の資格を有する主任技術者（平成25年6月20日時点において継続して3月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できること。（本工事の契約は、議会の議決により成立するため、専任技術者は平成25年6月20日から配置できる者とする。） （3）代表者の出資比率は2分の1以上とし、構成員の出資比率は10分3以上とする。 （4）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （5）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 （6）大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （1）申請書は本市指定様式（JV用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）しています。 （2）5の（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出

	してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（１）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 （３）特定建設工事共同企業体協定書を提出してください。 （４）直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出してください。 （５）５の（２）の（ア）の③については、配置予定技術者の資格を有することを証する書類及び監理技術者講習修了証の写しを、また、５の（２）の（イ）の③については、配置予定技術者の資格を有することを証する書類の写しを提出してください。 （６）申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 （７）受付期間 平成25年4月19日（金）から平成25年5月9日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 （８）受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで （９）受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、代表者に郵送により通知します。 （１）郵送日 平成25年5月10日（金） （２）競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。 （３）競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書（仕様書）等の配布	入札説明書（仕様書）等の配布は、次のとおり行います。 （１）配布の期日 平成25年4月24日（水）から平成25年5月9日（木）まで （２）配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで （３）配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣） （４）費用の負担 配布に係る費用は頂きませんが、配布した入札説明書（仕様書）は開札後回収します。
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 （１）受付期日 平成25年5月14日（火） （２）受付時間 午前8時30分から午後5時まで （３）送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053 （４）回答期日 平成24年5月17日（金） 回答は、本件工事入札参加資格を認めた者すべてに行います。
10 耐震改修計画判定書の閲覧	耐震改修計画判定書の閲覧は、次のとおり行います。 （１）覧期日 平成25年5月10日（金） （２）閲覧時間 午前9時から午後5時まで。ただし、受付は午後3時までとします。 （３）閲覧場所 大和高田市 教育委員会 教育総務課 会議室

1 1 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成25年5月22日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 2 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1 3 入札保証金	免除します。
1 4 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年5月23日（木）午前10時15分 (2) 場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 5 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
1 6 落札候補者の決定	落札候補者は、予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
1 7 事後審査	落札候補者の優先順位により5. 2. (1) (ウ) 及び同 (2) (ウ) に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室
1 8 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
1 9 本契約の成立	(1) 本件工事の契約については、大和高田市議会の議決を要するため、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。 (2) 落札者決定後、議会の議決までの間に落札した共同企業体を構成する建設業者の1者が、入札参加資格の制限又は入札参加資格停止を受けた場合は仮契約を締結せず、また、仮契約を締結しているときは解除します。
2 0 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
2 1 最低制限基準比較価格	¥148, 390, 000円（消費税等抜き）
2 2 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
2 3 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 4 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第40号

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年4月19日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1 工事名	大和高田市立高田小学校校舎耐震改修工事（北館）（棟NO. 11）
2 工事場所	大和高田市大中東町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年11月29日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 （1）大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 （2）平成25年度大和高田市格付け等級がAであること。 （3）大和高田市内に本店を有する者であること。 （4）一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する監理技術者（競争入札参加資格申請の時点において継続して3月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できること。 （5）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 （6）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 （7）大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （1）申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 （2）必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を上記（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 （3）申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 （4）受付期間 平成25年4月19日（金）から平成25年5月9日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 （5）受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで （6）受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、代表者に郵送により通知します。 （1）郵送日 平成25年5月10日（金） （2）競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。

	(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書（仕様書）等の配布	入札説明書（仕様書）等の配布は、次のとおり行います。 (1) 配布の期日 平成25年4月24日（水）から平成25年5月9日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣） (4) 費用の負担 配布に係る費用は頂きませんが、配布した入札説明書（仕様書）は開札後回収します。
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期日 平成25年5月14日（火） (2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期日 平成25年5月17日（金） 回答は、本件工事入札参加資格を認めた者すべてに行います。
10 耐震改修計画判定書の閲覧	耐震改修計画判定書の閲覧は、次のとおり行います。（詳細は、入札説明書のとおり。） (1) 閲覧期日 平成25年5月10日（金） (2) 閲覧時間 午前9時から午後5時まで。ただし、受付は午後3時までとします。 (3) 閲覧場所 大和高田市 教育委員会 教育総務課 会議室
11 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成25年5月22日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
12 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
13 入札保証金	免除します。
14 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年5月23日（木）午前10時30分 (2) 場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
15 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
16 落札候補者の決	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。

定	
17 事後審査	落札候補者の優先順位により5（4）に係る確認審査を実施します。 （1）審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 （2）場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室
18 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
19 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
20 最低制限基準比較価格	¥93,690,000円（消費税等抜き）
21 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
22 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
23 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 （4）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第41号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年4月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 件 名	大和高田市立病院清掃業務委託
2 履行場所	大和高田市立病院
3 履行期間	平成25年6月1日から平成27年5月31日まで
4 履行内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 （1）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （3）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 （4）大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 （5）平成23・24・25年度本市競争入札参加資格者名簿（清掃・警備・建物管理等業務）に種目「清掃」で登録していること。 （6）大和高田市内に本店を有する者であること。 （7）建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業の奈良県登録を受けている者であること。 （8）医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に定める基準に適合する者であること。 （9）医療法施行規則第9条の15第1号の受託業務の責任者（以下「受託責任者」という。）を専任で配置できる者であること。ただし、受託責任者は、次の（ア）

	又は(イ)に該当する者でなければならない。 (ア) 病院清掃受託責任者 社団法人全国ビルメンテナンス協会の病院清掃受託責任者講習会を修了した者 (イ) 清掃作業監督者(ただし、次の経験を有するもの) 清掃作業監督者の国家資格を有し、医療法(昭和23年法律第205号)の規定に基づく病院での清掃業務を含む清掃業務に3年以上の経験を有する者
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(4)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。また、5(9)の受託責任者として配置予定の者の資格を有することを証する次の書類を提出してください。 (ア) 病院清掃受託責任者 病院清掃受託責任者講習修了証書の写し (イ) 清掃作業監督者 清掃作業監督者に係る講習の修了証書の写し及び医療法の規定に基づく病院での清掃業務を含む清掃業務に3年以上の経験を有する者であることを入札参加資格者が証する書面 (ウ) 病院清掃受託責任者又は清掃作業監督者が、常勤職員である証明書(雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は社会保険加入証明書の写し) (3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (4) 受付期間 平成25年4月19日(金)から平成25年4月26日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成25年4月30日(火) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。
8 入札説明書(仕様書)等の配布	入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。 (1) 配布の期間 平成25年4月19日(金)から平成25年4月26日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約

	監理室 (4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成25年4月19日(金)から平成25年5月2日(木)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX0745-49-0053 (4) 回答期日 平成25年5月7日(水)午後5時まで
10 入札執行の場所及び日時	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年5月10日(金)午後2時 (2) 場所 中和広域消防 高田消防署 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
14 落札者の決定	落札者は、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最廉価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限基準比較価格	¥143,010,000円(消費税等抜き)
17 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第42号

下記の業務について、条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成25年4月19日

大和高田市長 吉田誠克

1. 入札に付する事項

- (1) 業務名称 大和高田市本庁舎電話交換業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」による。
- (3) 契約期間 平成25年6月1日から平成28年5月31日まで
- (4) 業務場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所3階電話交換室

2. 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者の資格は、以下に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 本件入札に係る仕様書の交付日、入札日及び落札決定日において、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者で、本市において「建物管理等に係る役務の提供競争入札参加資格（警備業務）」又は「物品購入等競争入札参加資格（役務の提供業務代行）」の登録業者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) プライバシーマーク（略称：Pマーク）の使用の許諾又は情報セキュリティマネジメントシステム（略称：ISMS）適合性評価制度の認証を受けた者であること。

3. 仕様書その他提出書類の取得

平成25年4月19日から市のホームページで取得可能です。また、大和高田市契約監理室でもお渡しできます。（郵送不可）

4. 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関する質問

①質問先 大和高田市契約監理室

②質問期間 平成25年4月19日（金）から平成25年5月2日（木）までの午前8時30分から午後5時までの受信分のみ

③質問方法 FAXのみ （0745）49-0053

(2) 質問に対する回答

①回答日 平成25年5月7日（火）

②回答方法 FAXにて質問者に回答します。

5. 入札参加資格審査申請書提出について

(1) 受付方法 持参のみ（申請書に受領印を押印し、その写しをお渡しします。）

(2) 提出場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所（別棟） 契約監理室

(3) 提出期間 平成25年4月19日（金）から平成25年4月26日（金）までの午前8時30分から午後5時00分までとする。（土曜日、日曜日及び祝祭日を除きます。）

6. 入札参加資格審査結果通知日

申請書提出日から2日以内に郵送により通知します。（土曜日、日曜日及び祝祭日を除きます。）

7. 入札を執行する場所及び日時等

(1) 入札執行場所 奈良県大和高田市大字大中19番地7
中和広域消防組合 高田消防署 2階会議室

(2) 入札日時 平成25年5月10日（金）午後3時00分

(3) 必携書類 入札参加者は、一般競争入札参加資格決定通知書（又はその写し）を提示しなければならない。

8. 送付等による入札の可否

郵送、電信その他持参以外のものは認めない。

9. 最低制限価格

最低制限基準比較価格は、14,540,000円（消費税等抜）とし、当該最低制限基準比較価格

に「くじ」により設定した100.00%から103.99%までの数値を乗じて得た額を税抜き最低制限価格（最低制限比較価格）とします。

10. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- （1）入札保証金 免除とする。
- （2）契約保証金 免除とする。

11. 無効入札に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （1）入札に参加する資格のない者のした入札
- （2）郵送等による入札
- （3）入札書に入札者の記名押印を欠く入札
- （4）入札書記載の金額、氏名、押印その他の入札要件の記載内容が確認できない入札
- （5）同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札のすべて
- （6）入札に関し談合等の不正行為をした入札
- （7）入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- （8）入札書記載の金額を加除訂正した入札

12. 落札者の決定

- （1）落札者の決定は、税抜き予定価格（入札比較価格）及び税抜き最低制限価格（最低制限比較価格）の制限の範囲内で最廉価格をもって入札した業者を落札者としします。
- （2）落札者となるべき価格の入札者が2人以上ある場合は、くじにより決定します。
- （3）入札は、1回限りとしします。

13. 開札結果

落札者が決定後、大和高田市ホームページにて公表する。

14. その他必要な事項

- （1）詳細は、仕様書による。
- （2）入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（消費税等を含む額）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること（1円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。）。
- （3）落札者となった者は、落札決定後、速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- （4）この公告に定めるもののほか、入札及び契約に関し必要な事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び大和高田市契約規則によるものとする。
- （5）入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。

15. この入札公告に関する担当部署

大和高田市環境建設部契約監理室

住 所 奈良県大和高田市大字大中100番地1

TEL 0745-22-1101（内線670、673）

FAX 0745-49-0053

公告第43号

下記の業務について、条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成25年4月19日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1. 入札に付する事項

- (1) 業務名称 大和高田市立病院電話交換業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」による。
- (3) 契約期間 平成25年6月1日から平成28年5月31日まで
- (4) 業務場所 奈良県大和高田市磯野北町1番1号
大和高田市立病院東館1階電話交換室

2. 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者の資格は、以下に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 本件入札に係る仕様書の交付日、入札日及び落札決定日において、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者で、本市において「建物管理等に係る役務の提供競争入札参加資格（警備業務）」又は「物品購入等競争入札参加資格（役務の提供業務代行）」の登録業者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) プライバシーマーク（略称：Pマーク）の使用の許諾又は情報セキュリティマネジメントシステム（略称：ISMS）適合性評価制度の認証を受けた者であること。

3. 仕様書その他提出書類の取得

平成25年4月19日から市のホームページで取得可能です。また、大和高田市契約監理室でもお渡しできます。（郵送不可）

4. 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関する質問

- ①質問先 大和高田市契約監理室
- ②質問期間 平成25年4月19日（金）から平成25年5月2日（木）までの午前8時30分から午後5時00分までの受信分のみ
- ③質問方法 FAXのみ （0745）49-0053

(2) 質問に対する回答

- ①回答日 平成25年5月7日（火）
- ②回答方法 FAXにて質問者に回答します。

5. 入札参加資格審査申請書提出について

- (1) 受付方法 持参のみ（申請書に受領印を押印し、その写しをお渡しします。）
- (2) 提出場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所（別棟） 契約監理室
- (3) 提出期間 平成25年4月19日（金）から平成25年4月26日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。（土曜日、日曜日及び祝祭日を除きます。）

6. 入札参加資格審査結果通知

申請書提出日から2日以内に郵送により通知します。（土曜日、日曜日及び祝祭日を除きます。）

7. 入札を執行する場所及び日時等

- (1) 入札執行場所 奈良県大和高田市大字大中19番地7
中和広域消防組合 高田消防署 2階会議室
- (2) 入札日時 平成25年5月10日（金）午後3時15分

（3）必携書類 入札参加者は、一般競争入札参加資格決定通知書（又はその写し）を提示しなければならない。

8. 送付等による入札の可否

郵送、電信その他の持参以外のものは認めない。

9. 最低制限価格

最低制限基準比較価格は、13,600,000円（消費税等抜）とし、当該最低制限基準比較価格に「くじ」により設定した100.00%から103.99%までの数値を乗じて得た額を税抜き最低制限価格（最低制限比較価格）とします。

10. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

（1）入札保証金 免除とする。

（2）契約保証金 免除とする。

11. 無効入札に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1）入札に参加する資格のない者のした入札

（2）郵送等による入札

（3）入札書に入札者の記名押印を欠く入札

（4）入札書記載の金額、氏名、押印その他の入札要件の記載内容が確認できない入札

（5）同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札のすべて

（6）入札に関し談合等の不正行為をした入札

（7）入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

（8）入札書記載の金額を加除訂正した入札

12. 落札者の決定

（1）落札者の決定は、税抜き予定価格（入札比較価格）及び税抜き最低制限価格（最低制限比較価格）の制限の範囲内で最廉価格をもって入札した業者を落札者とします。

（2）落札者となるべき価格の入札者が2人以上ある場合は、くじにより決定します。

（3）入札は、1回限りとします。

13. 開札結果

落札者が決定後、大和高田市ホームページにて公表する。

14. その他必要な事項

（1）詳細は、仕様書による。

（2）入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（消費税等を含む額）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること（1円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。）。

（3）落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

（4）この公告に定めるもののほか、入札及び契約に関し必要な事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び大和高田市契約規則によるものとする。

（5）入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。

15. この入札公告に関する担当部署

大和高田市環境建設部契約監理室

住 所 奈良県大和高田市大字大中100番地1

TEL 0745-22-1101（内線670、673）

FAX 0745-49-0053

公告第44号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年4月19日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1 業 務 名	公共下水道事業に伴う測量（1）
2 業務場所	大和高田市神楽外地内
3 履行期間	契約締結日から平成25年9月30日まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 （1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。 （2）大和高田市内に本店を有する者であること。 （3）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （5）入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 （6）大和高田市暴力団排除条例（平成23年告示第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （1）申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 （2）必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 （3）申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 （4）受付期間 平成25年4月19日（金）から平成25年4月23日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 （5）受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、最終日は正午まで （6）提出場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室

7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成25年4月24日（水） (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。 (1) 閲覧の期間 平成25年4月19日（金）から平成25年4月26日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質問書の様式は、任意とします。） (1) 受付期間 平成25年4月19日（金）から平成25年4月26日（金）まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX0745-49-0053 (4) 回答期限 平成25年4月30日（火）正午まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成25年5月8日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年5月9日（木）午前10時00分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって

の決定等	入札を行った者としします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,190,000円（消費税等抜き）
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第45号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年4月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	測量業務委託（吉井外）
2 業務場所	大和高田市吉井外地内
3 履行期間	契約締結日から平成25年7月31日まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとしします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (5) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年告示第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとしします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。

	(4) 受付期間 平成25年4月19日(金)から平成25年4月23日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、最終日は正午まで (6) 提出場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成25年4月24日(水) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。 (1) 閲覧の期間 平成25年4月19日(金)から平成25年4月26日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質問書の様式は、任意とします。) (1) 受付期間 平成25年4月19日(金)から平成25年4月26日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成25年4月30日(火)正午まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成25年5月8日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年5月9日(木)午前10時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の	無効の入札については、次のとおりとします。

無効	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者の決定等	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,180,000円（消費税等抜き）
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第46号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年4月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	測量業務委託（礪野外）
2 業務場所	大和高田市礪野外地内
3 履行期間	契約締結日から平成25年7月31日まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (5) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年告示第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。

	(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。 (4) 受付期間 平成25年4月19日(金)から平成25年4月23日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、最終日は正午まで (6) 提出場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成25年4月24日(水) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。 (1) 閲覧の期間 平成25年4月19日(金)から平成25年4月26日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質問書の様式は、任意とします。) (1) 受付期間 平成25年4月19日(金)から平成25年4月26日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成25年4月30日(火)正午まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成25年5月8日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当

	する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 （１）日時 平成25年5月9日（木）午前10時20分 （２）場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室 （３）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （１）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （２）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （３）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者の決定等	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,100,000円（消費税等抜き）
18 その他	（１）大和高田市入札者心得に準拠する。 （２）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （３）入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 （４）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第47号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成25年4月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

公告第48号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年4月26日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事、配水管布設工事及び消火栓新設工事（大東町）
2 工事場所	大和高田市大東町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年8月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 （１）大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事（水道）に登録されている者であること。

	(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。 (4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (8) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (9) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）でない者であること。 (10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式（管工事（水道）用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5（8）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (4) 受付期間 平成25年4月26日（金）から平成25年5月8日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成25年5月9日（木） (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。
8 入札説明書（仕様書）の閲覧	入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。 (1) 閲覧の期間 平成25年4月26日（金）から平成25年5月8日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室

9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成25年4月26日（金）から平成25年5月10日（金）まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成25年5月10日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成25年5月16日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年5月17日（金）午前9時00分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥10,890,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第49号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年4月26日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	配水場維持管理業務委託
2 業務場所	大和高田市大東、天満、陵西各配水場
3 履行期間	平成25年6月1日から平成28年5月31日まで
4 業務内容	「配水場維持管理業務委託」仕様書・特記仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建物管理等業務（上下水道施設保守）に登録されている者であること。 (2) 水道事業又は水道用水供給事業に係る水道施設において、平成15年4月1日以降に3年以上の期間にわたり、地方公共団体が発注した2件以上の維持管理及び運転管理業務を元請けで履行実績（複数の実績を有し、そのうち1件は、年間平均10,000m³/日以上の水道施設における実績であること。）を有する者であること。 (3) 次のア～キまでに掲げる有資格者及び実務経験者を雇用していること。ただし、有資格者及び実務経験者は、それぞれ兼ねることができるものとする。 ア 受託水道業務技術管理者 イ 電気主任技術者（第三種免状以上） ウ 水道施設管理技士（浄水施設） エ 水質基準並びに水質に関する知識を有し、かつ、1年以上の実務経験を有する者 オ 機械設備に関する知識を有し、かつ、1年以上の実務経験を有する者 カ 技術士（水道部門） キ 環境計量士（濃度関係） (4) 「配水場維持管理業務委託」仕様書の第5条及び第7条に示す有資格者及び有実績者を業務に配置できる者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (8) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、次に掲げる書類を（1）の申請書と同時に提出してください。

	い。 ア 5の（2）を証する実績書（任意様式）及び該当業務の契約書の写し イ 5の（3）に掲げる有資格者の資格証の写し及び有実績者の実績証明書（任意様式）並びにそれらの者が直接雇用である証明書（被保険者証又は社会保険加入証明書の写し） ウ 5の（4）に掲げる業務総括責任者、副総括責任者及び業務従事者の配置予定者名簿（任意様式）。配置予定者名簿に記載の者の資格証の写し、実績証明書及び直接雇用である証明書 エ 5の（8）に係る暴力団排除に関する誓約書（本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。） （3）申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 （4）受付期間 平成25年4月26日（金）から平成25年5月14日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 （5）受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、最終日は正午まで （6）受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 （1）郵送日 平成25年5月14日（火） （2）競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。 （3）競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 （1）受付期間 平成25年4月26日（金）から平成25年5月17日（金）まで （2）受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで （3）送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 （4）回答期限 平成25年5月20日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 （1）期限 平成25年5月23日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は、無効とします。 （2）郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 （3）郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。

1 1 入札保証金	入札保証金は、次のとおり納付してください。 （１）入札保証金の金額 入札保証金の金額は、6,750,000円とします。 （２）納付の方法 入札保証金は、現金又は銀行振出小切手によるものとします。詳細は、競争入札参加資格の確認通知とともに説明書を送付します。 （３）納付期限 平成25年5月23日（木）午後3時まで
1 2 入札保証金の還付等	落札されなかった者が納付した入札保証金は、利息を付さずに返還します。また、落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当します。 なお、落札者が本契約を締結しないときは、納付された契約保証金は、市に帰属することとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 （１）日時 平成25年5月24日（金）午前10時 （２）場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室 （３）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （１）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （２）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （３）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1 6 契約保証金	契約保証金は、入札保証金を充当するものとします。
1 7 契約保証金の還付等	契約保証金は、本件契約期間が満了したときに、受託者（落札者）の請求に基づき利息を付さずに返還します。なお、受託者（落札者）が本契約上の義務を履行しないときは、市は本件契約を解除し、納付された契約保証金は、市に帰属することとなります。
1 7 最低制限基準比較価格	¥48,170,000円（消費税等抜き）
1 8 その他	（１）大和高田市入札者心得に準拠する。 （２）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （３）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第50号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年4月26日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	水道メーター検針及び取替業務委託
2 業務場所	大和高田市市内全域
3 履行期間	平成25年8月1日から平成28年7月31日まで
4 業務内容	「水道メーター検針及び取替業務委託」仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。

	(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者名簿の役務の提供(水道メーター検針業務)に登録されている者であること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (5) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(5)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (4) 受付期間 平成25年4月26日(金)から平成25年5月14日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、最終日は正午まで (6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成25年5月14日(火) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。
8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成25年4月26日(金)から平成25年5月17日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成25年5月20日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。

9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成25年5月23日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は、無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
11 入札保証金	入札保証金は、次のとおり納付してください。 (1) 入札保証金の金額 入札保証金の金額は、5,600,000円とします。 (2) 納付の方法 入札保証金は、現金又は銀行振出小切手によるものとします。詳細は、競争入札参加資格の確認通知とともに説明書を送付します。 (3) 納付期限 平成25年5月23日（木）午後3時まで
12 入札保証金の還付等	落札されなかった者が納付した入札保証金は、利息を付さずに返還します。また、落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当します。 なお、落札者が本契約を締結しないときは、納付された契約保証金は、市に帰属することとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年5月24日（金）午前10時30分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	契約保証金は、入札保証金を充当するものとします。
17 契約保証金の還付等	契約保証金は、本件契約期間が満了したときに、受託者（落札者）の請求に基づき利息を付さずに返還します。なお、受託者（落札者）が本契約上の義務を履行しないときは、市は本件契約を解除し、納付された契約保証金は、市に帰属することとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥39,890,000円（消費税等抜き）
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

教育委員会**教育委員会訓令第2号**

大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

大和高田市教育委員会

委員長 吉 村 博 一

大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱を廃止する訓令

大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱（平成24年教育委員会訓令第2号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

教育委員会告示第9号

大和高田市教育委員会4月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成25年4月5日

大和高田市教育委員会

委員長 吉 村 博 一

記

日 時 平成25年4月12日（金）午後4時30分

場 所 さざんかホール 4階 会議室

議 案 第1号 後援願いについて

第2号 その他

選挙管理委員会**選挙管理委員会告示第10号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成25年4月8日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西 川 勝 彦

1 日 時 平成25年4月15日（月）午前9時00分

2 場 所 大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所 3階 東会議室

3 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 在外選挙人名簿の登録について

第3号 その他

農業委員会**農業委員会告示第5号**

大和高田市農業委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月31日

大和高田市農業委員会

会長 高 井 信 安

大和高田市農業委員会規程の一部を改正する規程

大和高田市農業委員会規程（昭和32年農業委員会告示第50号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「事務室」を「事務局」に改め、同条中「大和高田市市民部産業振興課内に事務室」を「委員会に大和高田市農業委員会事務局（以下「事務局」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 事務局に農地係を置く。

第6条第1項中「事務室」を「事務局」に、「書記長及び書記」を「事務局長を、農地係に係長」に改め、同条第2項中「事務室」を「事務局」に改める。

第6条の2を削る。

第6条の3中「書記長」を「事務局長」に改め、同条を第6条の2とする。

第6条の4中「直近下位の」を「会長が指名する」に改め、同条を第6条の3とする。

第7条中「書記長」を「事務局長」に改め、同条第3号中「傭人の使用」を「職員の任用」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

農業委員会告示第6号

大和高田市農業委員会5月定例委員会を次のとおり招集する。

平成25年4月26日

大和高田市農業委員会

会長 高 井 信 安

日 時 平成25年5月10日（金）午後3時

場 所 大和高田市役所 3階 東会議室

議 案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件

第2号 農地法第4条規定による申請の件

第3号 農地法第18条第6項について通知の件

第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

第5号 その他